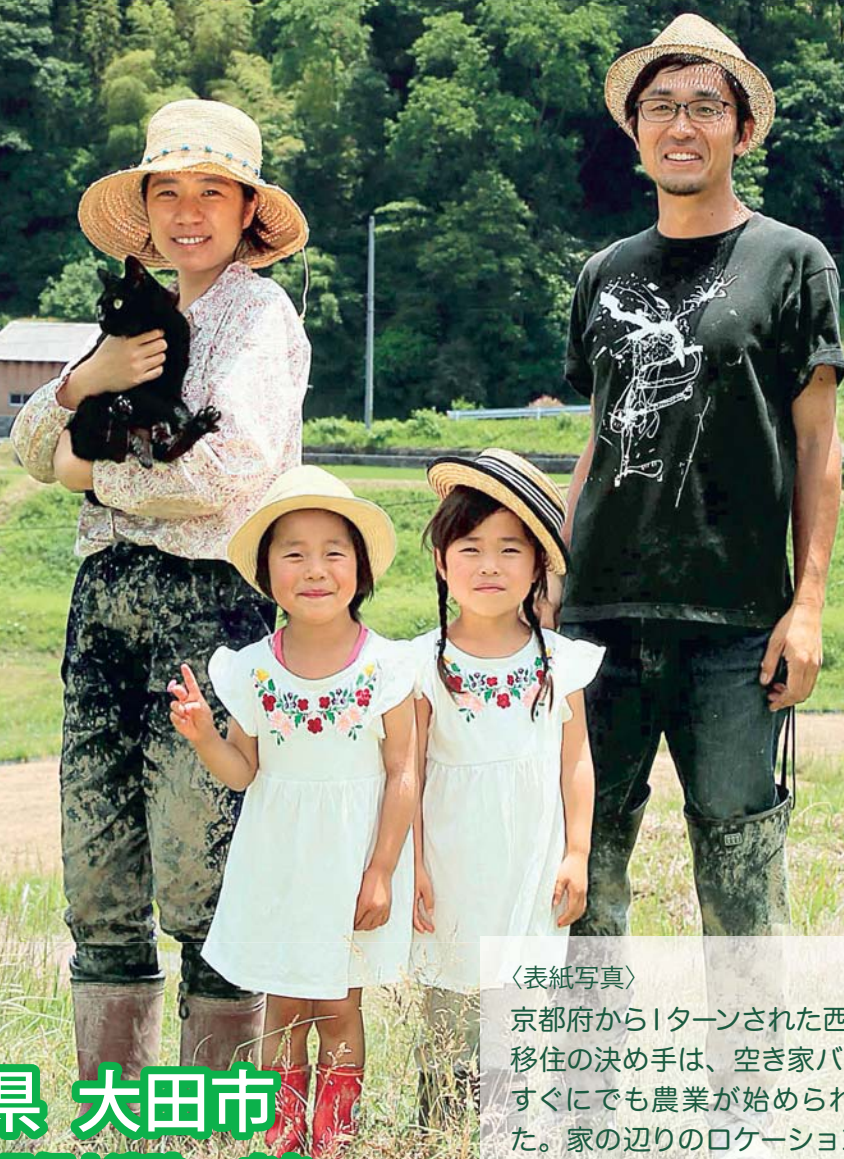


令和2年度 定住支援ガイドブック やっぱりおおだ



島根県 大田市

世界遺産「石見銀山遺跡」のまち

〈表紙写真〉

京都府から1ターンされた西山さんご一家。
移住の決め手は、空き家バンクで紹介された物件。
すぐにでも農業が始められる設備が揃っていました。
家の辺りのロケーションもお気に入りポイントのひとつ。
理想の田舎暮らしを満喫しています。

はじめに

世界遺産と国立公園、さらに…ここにしかない歴史と自然を。

大田市は、島根県の真ん中です。日本海に面し、大山隠岐国立公園指定の「三瓶山」をはじめとする山々に囲まれた風光明媚な自然が豊かなまちです。温泉も多数あり、山海の幸も美味しく、身も心も癒してくれます。

また世界遺産「石見銀山遺跡」や、それにまつわる歴史や文化も継承されています。

移住者歓迎度、移住者支援制度の充実度、子育てのしやすさなどを評価され、宝島社第3回日本「住みたい田舎」ベストランキング第1位を獲得! 何もないようでいろいろある大田市へぜひお越しください。

大田市への移住のはじめ方

ステップ1 どんなライフスタイルを送りたいか考えてみましょう



ステップ2 情報収集をしましょう

大田市定住PRサイト「どがどが」

検索

しまねUターン総合サイト「くらしまねっと」

検索



ステップ3 相談・問い合わせをしてみましょう

大田市役所まちづくり定住課

TEL : 0854-83-8029

E-mail : o-tiiki@city.ohda.lg.jp

移住・定住フェアへ 開催日程は「どがどが」にて随時お知らせしています。

相談窓口へ 島根県の県外事務所(東京・大阪・広島)で情報提供や相談に応じています。



ステップ4 大田市へ行ってみましょう



ステップ5 住まいや仕事を見つけましょう



ステップ6 大田市へ移住して暮らしを満喫しましょう

CONTENTS

- UIターンの相談窓口 …… P4
- 住まい探し …… P6
- 仕事探し …… P16
- 大田市の暮らし …… P24
- 大田市への転入手続き …… P38
- 観光情報 …… P39
- ふるさと納税制度 …… P43
- 山村留学センター …… P44
- 大田市LINE公式アカウント …… P45



- * すべての事業について予算の範囲内での助成となり、予算がなくなり次第、終了となります。
- * 事業の内容に変更がある場合があります。詳細については各お問い合わせ先にご確認ください。

UIターンの相談窓口



大田市へ定住をお考えの皆様に、次の定住相談窓口を用意しています。

市内の相談窓口は、大田市役所内に設置されている「おおだ定住支援センター」で行っています。

県内では松江市と浜田市の「(公財)ふるさと島根定住財団」、県外では東京、大阪、広島の「ふるさと定住・雇用情報コーナー」で情報を得ることができます。お気軽にご相談ください。

大田市内の相談窓口

大田市の定住相談は、「**おおだ定住支援センター**」(大田市役所内)で行っています。

相談者へのワンストップサービスを第一歩に、定住人口の増加に向けたUIターン支援、定住に関する総合的な情報を提供します。

また、大田市の定住情報は、大田市定住サイト「どがどが」や、ふるさと情報誌「どがなかなか大田市です!!」などでご覧いただけます。

おおだ定住支援センター



〒694-0064

島根県大田市大田町大田口1111

大田市役所本庁2階

【政策企画部 まちづくり定住課】

TEL : 0854-83-8029

FAX : 0854-82-5885

E-mail : o-tiiki@city.ohda.lg.jp

URL : <https://www.teiju-ohda.jp/>

OPEN : 月曜日～金曜日 8:30～17:15

島根県内の相談窓口

大田市の定住相談は、松江市と浜田市にある「**(公財)ふるさと島根定住財団**」でも行っています。

(公財)ふるさと島根定住財団では、就職を促進する様々な取り組み、UIターンの支援、定住に関する総合的な情報提供、地域づくり活動に対する助成などを行っています。

(公財)ふるさと島根定住財団

■松江事務局

〒690-0003

島根県松江市朝日町478-18

松江テルサ3階

TEL : 0852-28-0690 FAX : 0852-28-0692

E-mail : uiturn@teiju.or.jp

URL : <https://www.teiju.or.jp/>

OPEN : 月曜日～金曜日 8:30～17:15

■石見事務所

〒697-0034

島根県浜田市相生町1391-8

シティパルク浜田2階

石見産業支援センター(いわみびらっと内)

TEL : 0855-25-1600 FAX : 0855-25-1630

E-mail : iwami@teiju.or.jp

OPEN : 月曜日～金曜日 8:30～17:15

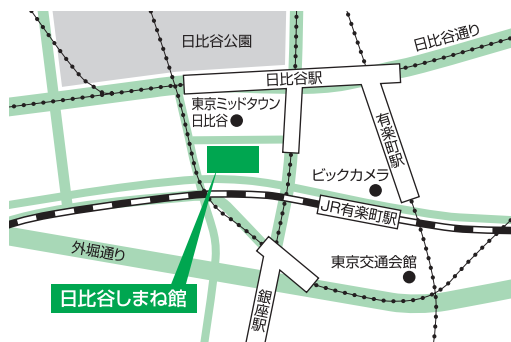
●くらしまねっと URL : <https://www.kurashimanet.jp/>

県外の相談窓口

大田市の定住相談は、島根県の県外事務所（東京・大阪・広島）の「ふるさと定住・雇用情報コーナー」でも行っています。

ふるさと定住・雇用情報コーナーでは、UIターンに関する総合的な情報提供や相談、県内企業の求人情報やパンフレットなどUIターン就職に関する情報がご覧いただけます。

※お越しになる際は、なるべくお電話で日時をお約束くださいますようお願いいたします。



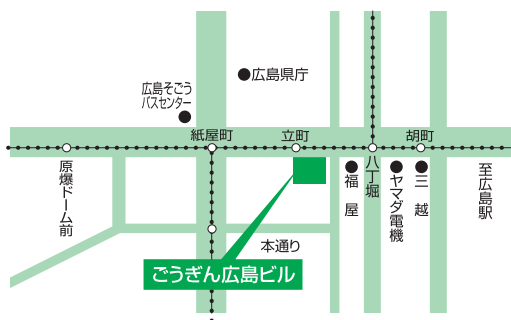
■東京ふるさと定住・雇用情報コーナー

〒100-0006
東京都千代田区有楽町1丁目2-2
日比谷シャンテ地下1階「日比谷しまね館」内
TEL：03-6550-9801
フリーダイヤル：0120-60-2357（ふるさとコーナー）
（最寄り駅／JR「有楽町」駅・東京メトロ「日比谷」駅
都営地下鉄「日比谷」駅）
OPEN：11:00～19:00
※事前に電話することをお勧めします。



■大阪ふるさと定住・雇用情報コーナー

〒530-0047
大阪市北区西天満3-13-18
島根ビル2階「島根県大阪事務所内」
TEL：06-6361-3937
フリーダイヤル：0120-70-2357（ふるさとコーナー）
（最寄り駅／地下鉄谷町線南森町駅2番出口）
OPEN：月曜日～金曜日 8:30～17:15



■広島ふるさと定住・雇用情報コーナー

〒730-0032
広島市中区立町1-23
ごうぎん広島ビル6階「島根県広島事務所内」
TEL：082-500-6435
フリーダイヤル：0800-1006-435
（最寄り駅／広電立町駅）
OPEN：月曜日～金曜日 8:30～17:15

移住・定住相談会について！

※新型コロナウイルスの影響により、今年度の相談会及びフェアは中止となります。（令和2年6月1日現在）

東京

- しまねUIターン相談会 in 東京
ー中止ー
- しまねUIターンフェア in 東京
ー中止ー

大阪

- しまねUIターン相談会 in 大阪
ー中止ー
- しまねUIターンフェア in 大阪
ー中止ー

広島

- しまねUIターンフェア in 広島
ー中止ー

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課

TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail:o-tiiki@city.ohda.lg.jp



大田市の公営住宅

大田市の公営住宅は、市営住宅、一般市営住宅、特定公共賃貸住宅があります。このほか、島根県住宅供給公社賃貸住宅の管理も行っています。

公営住宅の情報は、大田市のホームページをご覧ください。大田市役所建設部都市計画課までお問い合わせください。

●公営住宅

種 類	家 賃	入 居 要 件	
		所 得 要 件	世 帯 要 件
市営住宅	所得等により変動	<一般世帯> 世帯所得(月額) 158,000円以下 <特に居住の安定を図る必要のある世帯> 世帯所得(月額) 214,000円以下	なし
一般市営住宅	単身向け	13,000円	なし
	家族向け	20,000円	世帯所得(月額) 115,000円を超え 313,000円以下
特定公共賃貸住宅	45,000円～70,000円 (家賃を助成できる場合があります)	世帯所得(月額) 158,000円を超え 487,000円以下	同居する親族(婚約者含む)がいること
公社賃貸住宅	<間取り: 1LDK> 25,000円・26,000円 <間取り: 2LDK> 30,000円・31,000円	一定以上の所得があること(見込まれること)	なし

【例1】夫婦世帯で給与所得が夫のみ

入居予定者	年齢	職業	年間総収入額(円)
夫(申込入)	37歳	会社員	3,000,000
妻	34歳	専業主婦	0

A 給与所得控除後の額	夫 1,920,000
B 同居及び扶養控除額	380,000 × 1人 = 380,000
C 特別控除額	該当なし

■月額所得の計算

$$\{ \text{世帯全員の所得額A} - (\text{同居及び扶養控除額B} + \text{特別控除額C}) \} \div 12 \text{カ月} = \text{月額所得}$$

$$\{ 1,920,000 \text{円} - 380,000 \text{円} + 0 \text{円} \} \div 12 \text{カ月} = 128,333 \text{円}$$

【例2】5人家族で給与所得者が2人

入居予定者	年齢	職業	年間総収入額(円)
夫(申込入)	45歳	会社員	4,500,000
妻	45歳	パート	650,000
子	18歳	高校生	0
子	15歳	中学生	0
実母	70歳	年金受給者	1,300,000

A 給与所得控除後の額	夫 3,060,000
	妻 0
	母 100,000
	合計 3,160,000
B 同居及び扶養控除額	380,000 × 4人 = 1,520,000
C 特別控除額	
	特定扶養控除 250,000 × 1人 = 250,000
	老人扶養控除 100,000 × 1人 = 100,000
	合計 350,000

■月額所得の計算

$$\{ \text{世帯全員の所得額A} - (\text{同居及び扶養控除額B} + \text{特別控除額C}) \} \div 12 \text{カ月} = \text{月額所得}$$

$$\{ 3,160,000 \text{円} - (1,520,000 \text{円} + 350,000 \text{円}) \} \div 12 \text{カ月} = 107,500 \text{円}$$

お問い合わせ先

大田市役所 建設部 都市計画課

TEL: 0854-83-8110 FAX: 0854-82-1722 E-mail: o-toshi@city.ohda.lg.jp



伝統的建造物群保存地区制度

大田市には2つの伝統的建造物群保存地区があり、大森銀山の町並みは鉾山町、温泉津の町並みは港町・温泉町として国の選定を受け、それぞれ世界遺産における重要な構成資産となっています。

伝統的建造物群保存地区における保存事業の主な取り組みには、建造物の「修理」と「修景」があり、着実に保存事業に取り組んでいます。

修理 …… 特定物件(※)について、その特性の維持や継承を目的として修繕や復原を行うこと

修景 …… 特定物件以外の建築物等の外観について、周囲の歴史的風致との調和を図ること

※ 特定物件 歴史的な町並みを構成するものとして評価された、主に戦前までの建造物その他の工作物。原則、解体することはできない。

規制と優遇措置について

1、現状変更行為

景観を構成する建築物や工作物等の現状を変更する場合には、あらかじめ大田市教育委員会の許可を受ける必要があります。許可の要件についてはお問い合わせください。

2、保存事業に対する経費の補助

修理、修景のために行う工事について、外観に係る経費の一部を補助する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

3、税の優遇措置

特定物件について、固定資産税や相続税の優遇措置があります。

お問い合わせ先

大田市役所 教育部 石見銀山課

TEL:0854-83-8133 FAX:0854-84-9156 E-mail:o-iwamigin@city.ohda.lg.jp



大森銀山の町並み



温泉津の町並み



空き家バンク制度(空き家情報を発信)

大田市では、定住希望者へ空き家情報を提供し、定住促進を図っています。
空き家紹介は、「おおだ定住支援センター」(大田市役所内)で行っています。
空き家情報は、大田市定住サイト「どがどが」でご覧いただけます。

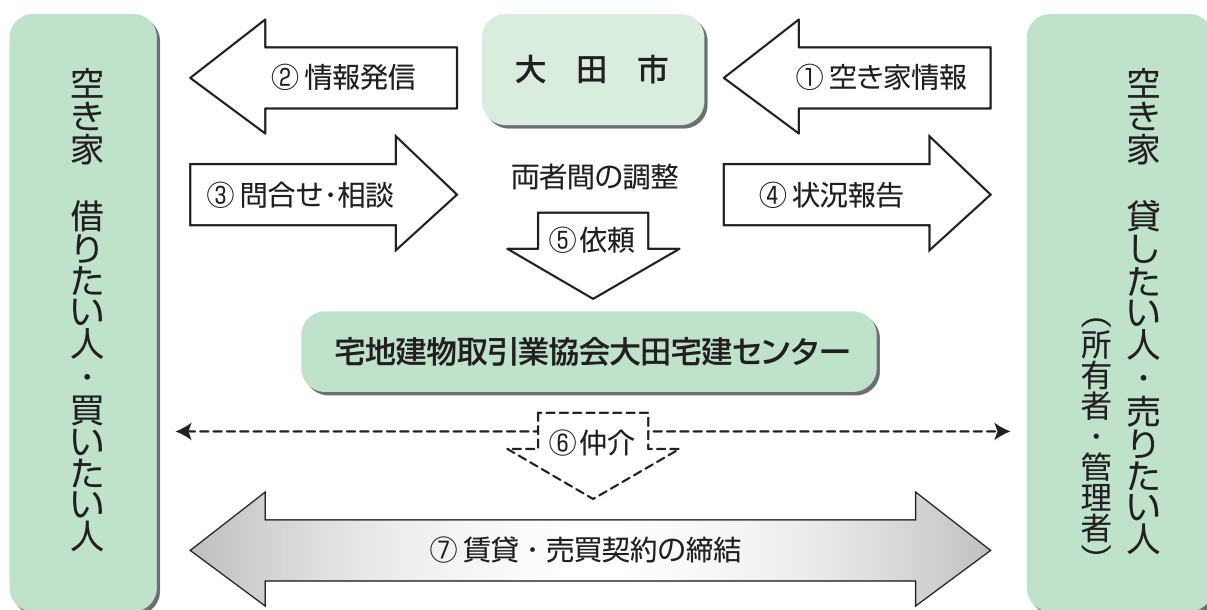
どがどが 検索 (ホームページアドレス <https://www.teiju-ohda.jp/>)

〈空き家バンク制度の流れ〉

- ① 空き家の所有者で、活用(売買又は賃貸)を希望される場合、「活用申込書」(登録申込書)を提出していただきます。(宅建センターで空き家の調査及び査定に入ります。)
- ② 空き家バンクへの登録が完了したら、定住サイト等を通して情報発信を行います。
- ③ 空き家を買いたい、又は借りたい方の相談を受け付けます。この際、「利用申込書」を提出していただきます。
- ④ 利用希望のあった空き家所有者の方へは、その状況を報告します。
- ⑤ 大田市は、空き家のご案内をはじめ空き家所有者及び利用希望者間の連絡調整を行います。
- ⑥ 空き家所有者(または管理者等)と利用希望者間で行う売買、賃貸等に関する交渉、契約等に関しての仲介は、宅建センター(担当業者)が行います。

【注意事項】

- ※ 売買契約、賃貸借契約に関しては、大田宅建センターの仲介(有料)により物件所有者(または物件管理者)と利用希望者の双方でお願いします。
- ※ 契約成立後の物件に関するトラブルについては、物件所有者(または物件管理者等)と利用希望者の双方で解決をお願いします。



お問い合わせ先

おおだ定住支援センター[大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課内]
TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail: o-tiiki@city.ohda.lg.jp

◆空き家活用促進事業

事前申請必要!!

Ｕターンで大田市に定住される方、または空き家の所有者が住宅の改修をする場合の改修費と残存家財の処分費の一部を助成します。

※工事の着工前に申請が必要です。

※空き家とは、「大田市空き家バンク制度」に登録のある建物です。

【対象事業内容】（次のすべてに該当するものが対象です。）

- ① 空き家の改修内容が住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え、または設備の改善であること。
- ② 空き家の残存家財の処分は、その内容がＵターン者への空き家活用のために行う処分であること
- ③ 空き家の改修及び残存家財の処分を代行業者に委託する場合は、市内に事務所を有する法人または個人業者が行うものであること

【助成対象者】（次のいずれかに該当する人です。）

- ① 定住の意思を持って居住する空き家を取得し、または賃貸住宅へ入居をするＵターン者（既に大田市に転入している場合は、補助金の交付申請時に転入してから180日を経過していない者）
- ② 空き家の所有者、地域自主組織、自治会等、又はNPO法人（上記1に該当する者を入居させる場合に限り）

※過去にこの補助金の交付を受けていない空き家に限ります。

※過去に本人または世帯員がこの補助金の交付を受けている場合は対象となりません。

※改修後5年未満で住宅を売却や取り壊し、転居した場合は補助金を返還していただきます。

※空き家活用希望者（空き家所有者）が売買希望の場合は家財の処分のみ対象です。

【助成対象額】

●対象経費の1/2以内（改修上限100万円・残存家財上限15万円）

※ただし空き家の改修に要する経費で、その額が50万円以上であること。

残存家財の処分に要する経費で、その額が5万円以上であること。

※消費税等を除く。また他の補助制度による補助金等の額を除く。

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課

TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail:o-tiiki@city.ohda.lg.jp





定住支援制度

大田市へ定住される方には、次の支援制度があります。

(1) 定住支援

支援

◆ 定住奨励事業

Ｕターンで大田市に定住される方が住宅を新築または中古住宅の購入をされた場合に助成を行います。

【助成対象者】（次のすべてに該当するＵターン者です。）

- ① 定住の意思を持って転入日から起算して180日を経過する日までに自ら居住する新築又は中古の住宅を取得したＵターン者
 - ② 申請日において、転入日から1年を経過していないこと
 - ③ 転入日が住宅の取得の日から1年を経過していないこと
 - ④ 取得した住宅の所有者
 - ⑤ 住宅新築の場合は、施工者が市内に住所または事業所を有すること
 - ⑥ 大田市税等を滞納していない人
 - ⑦ 過去に本人又は世帯構成員がこの補助金の交付を受けていないこと
- ※ 転勤による者、児童生徒、学生、生活保護の受給者は除きます。
 ※ 転入後5年未満で市外へ転出した場合、補助金を返還していただきます。

【助成額】

基本金額	加算額
新築費用もしくは中古住宅購入費用(土地代除く)の20%(上限20万円)	① 18歳以下の子ども1人につき3万円 ② 世帯主が45歳未満の世帯1世帯につき5万円

【定住の定義】

- ・ 定 住
永住または5年以上にわたって居住する意志を持って住民登録をし、生活の本拠が市内であること
- ・ Ｕターン者
大田市民であった人が市外に転出し4年以上経過後に定住を目的として再度市内に住民登録を行った人
- ・ Ｉターン者
市外出身者が定住を目的として市内に住民登録を行った人

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課

TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail: o-tiiki@city.ohda.lg.jp

(2) しまねUIターン住宅相談員制度

県内の建築・不動産関係団体の協力により、「しまねUIターン住宅相談員」が住まいづくり、住まい探しに関する相談に無料で応じます。

なお、住まいに関する設計や施工業務、不動産物件の売買・賃貸契約業務は、相談員の業務には含まれていませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

(一財) 島根県建築住宅センター

〒690-0883 島根県松江市北田町35-3 (建築会館内)

TEL:0852-26-4577 FAX:0852-25-9581 E-mail:info@simajyu.jp

UIターン住宅情報 <http://ui-shimane.jp/>

支援

◆木質燃料活用機器導入促進事業

事前申請必要!!

木質バイオマス燃料は、地球温暖化の原因の二酸化炭素を増加させないエネルギー源として普及が期待されています。地球温暖化防止に貢献するため、大田市では木質燃料活用機器を設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。

※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

市内で自らが居住する住宅（新築、既築共に可）に設置、又は、市内の事務所等に設置する事業所で事業完了後から1カ月以内または令和3年3月19日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【対象機器】

次の1～4のすべてに該当する木質燃料活用機器

1. ペレットストーブ、薪ストーブ、ペレットボイラー、薪ボイラー等（化石燃料を併用する機器は含まない）
2. 購入経費が5万円以上の機器
3. 市内業者と契約し設置
4. 未使用（中古品でない）であること

【対象経費】

購入経費、設置及び配管に要する経費、煙突装置に係る経費

【助成額】

木質燃料のみを使う機器 対象経費の1/3（ただし、上限9万円）

※また、令和2年度は、次のとおり島根県の補助金を加算。

木質燃料のみを使う機器 市補助の1/3（ただし、上限3万円）

※1,000円未満切り捨て

お問い合わせ先

大田市役所 環境生活部 環境政策課

TEL:0854-83-8071 FAX:0854-82-6667 E-mail:o-kankyou@city.ohda.lg.jp

◆太陽光発電導入促進事業

事前申請必要!!

太陽の光から電気を作り出す太陽光発電は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないクリーンな代替エネルギーとして期待されています。大田市では、太陽光発電システム及び蓄電池設備を設置される方に対して、その費用の一部を助成します。

※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

大田市内に自らが所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築・既築共に可）または賃貸集合住宅（個人所有に限る）で、市内事業者との請負契約かつ施工により新たに太陽光発電システムを設置し、事業完了後から1ヶ月以内または、令和3年2月26日のいずれか早い日までに実績報告をすることができ方。また、蓄電池設備を設置する場合は太陽光発電システムと同時に設置する方。

※ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【対象となるシステム】

以下のすべての条件に該当する太陽光発電システムが対象となります。

- ① 太陽電池の最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力が10kW未満であること
- ② 電力会社と電力受給契約を締結していること
- ③ 未使用（中古品でない）であること
- ④ 余った電力を電力会社に売電できるように連系していること

以下のすべての条件に該当する蓄電池設備が対象となります。

- ① 蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えていること
- ② 太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時等に電気を活用することができるものであること
- ③ 未使用（中古品でない）であること

【助成額】

1件につき出力1kW当たり1万円（ただし、4万円を上限）

※1,000円未満切り捨て ※蓄電池設備を設置する場合は10万円を加算します。

お問い合わせ先

大田市役所 環境生活部 環境政策課

TEL:0854-83-8071 FAX:0854-82-6667 E-mail: o-kankyoku@city.ohda.lg.jp

◆太陽熱利用システム導入促進事業

事前申請必要!!

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進及び地球温暖化防止に貢献するため、大田市では太陽熱利用システムを設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。 ※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

大田市に自ら所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築、既築共に可）に設置し、事業完了後から1カ月以内または令和3年3月19日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【対象となるシステム】

次の1～3のすべてに該当するシステム

1. 住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は冷暖房等に利用する太陽熱利用システムであること（いわゆる「太陽熱温水器」は対象外）
2. 市内業者との請負契約かつ施工により設置
3. 未使用（中古品でない）であること

【助成額】

太陽熱利用システムの設置に直接関係する工事費から国の補助金その他の収入の額を控除した額の1/2（上限30万円） ※1,000円未満切り捨て

お問い合わせ先

大田市役所 環境生活部 環境政策課

TEL:0854-83-8071 FAX:0854-82-6667 E-mail: o-kankyoku@city.ohda.lg.jp

◆生ごみ堆肥化装置設置事業補助金制度

家庭から出る燃やせるごみの約5割程度が生ゴミといわれています。

生ごみ堆肥化装置（コンポスト等）を利用して家庭から出るごみの減量化を実践しましょう。



対象事業	補助率	限度額	対象者等
生ごみ堆肥化装置購入	購入費の1/2	1基 3,000円	市内に住居を有する者 世帯ごとに2基まで

お問い合わせ先

大田市役所 環境生活部 環境政策課 TEL:0854-83-8069

温泉津支所 市民生活課 TEL:0855-65-3112

仁摩支所 市民生活課 TEL:0854-88-2113

◆木造住宅等耐震化促進事業

事前申請必要!!

市内の建築物の耐震化を進めるために、住宅の耐震診断等をされる方に費用の一部を補助する制度があります。

【補助の種類及び限度額】

補助の種類	補助の内容	補助限度額
耐震診断	現地調査や構造設計によって、建物に耐震性があるかを所定の建築士が診断する場合	耐震診断に要する経費の3分の2以内（限度額6万円）
耐震改修設計	診断の結果が、耐震性なしとされた建物の評点を1.0以上に向上させる改修設計	耐震改修設計に要する経費の3分の2以内（限度額20万円）
耐震改修	診断の結果が、耐震性なしとされた建物の評点を1.0以上に向上させる改修工事	耐震改修に要する経費の23%以内（限度額50万円）
解体	診断の結果が、耐震性なしとされた建物の除却を行う工事（更地となるもの）	解体に要する経費の23%以内（限度額30万円）

※耐震性なしとは、耐震診断の結果上部構造評点が1.0未満のもの

【補助の対象となる住宅】

- ・大田市内に所在する住宅
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅、または着手された木造住宅（店舗併用住宅の場合は店舗部分の床面積が延べ面積の2分の1未満）
- ・階数2階以下の一戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅又は共同住宅
- ・改修設計・改修工事・解体する場合は、耐震診断を行い、耐震性がないと判断された住宅

【補助対象者】

- ・補助対象住宅の所有者又は固定資産税の納税義務者（公共・独立行政法人でないもの）
- ・市税等の滞納がない方

【申し込み方法】

- ・補助金を受ける前には事前相談が必要です、詳しい申し込み方法は都市計画課・建築指導係までご相談ください。

お問い合わせ先

大田市役所 建設部 都市計画課 建築指導係
TEL:0854-83-8105 FAX:0854-82-1722

◆不良空家の除却費を一部補助します

事前申請必要!!

市では、居住環境及び安全性の向上を図り安全安心なまちづくりを推進するため、不良度が一定の基準を超えかつ、敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められた不良空家の除却費用の一部を補助します。補助を受けるためには、市に事前調査を申し出て、不良空家等調査申請の確認（判定）を受ける必要があります。なお、要件に満たない場合は、補助の対象になりません。

【補助対象者】（市税の滞納がない者で、次のいずれかの要件が必要となります。）

- ①不良空家の所有者または相続人
- ②上記①の同意を得た土地の所有者

【対象となる空家】

- ・市内にある木造の住宅（おおむね 1 年以上の使用実態がない個人住宅）
- ・登記事項証明書に所有者以外の権利が設定されていない住宅（同意がある場合を除く）

【補助の条件】

- ・不良空家の確認（判定）を受けること
- ・補助対象となる不良空家の全部を除却する工事であること
- ・解体のできる資格を持った施工者が行う工事であること

【補助金の額】

- ・対象工事に要する費用（標準除却費）の 5 分の 4 に相当する額（限度額 50 万円）

※蔵、物置、倉庫、納屋など居住の用に供されていない建築物は対象外

※付属する塀、樹木、家財、地下埋設物その他これらに類する物の除却に要する費用を除く

【募集期間】

2020 年 4 月 1 日～2020 年 7 月 31 日（金）

※先着順ではありません。

※出願多数の場合は、審査により緊急度の高いところから補助します。

※募集期日までに募集件数に満たない場合は、随時受け付けます。

【募集件数】

2 件（予定）

お問い合わせ先

大田市役所 建設部 都市計画課 建築指導係
TEL: 0854-83-8105 FAX: 0854-82-1722

仕事探し



定住を考えるうえで、最も重要なことの一つに「仕事探し」があります。

大田市では、医療福祉・衣服等の分野でオンリーワンを目指す事業所の存在や、珪砂、ゼオライト、ベントナイトなどの豊富な地下資源を生産する素材産業、良質な粘土を利用した瓦産業などの製造業が大きな特徴です。

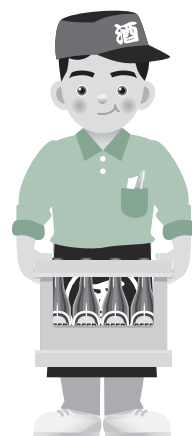
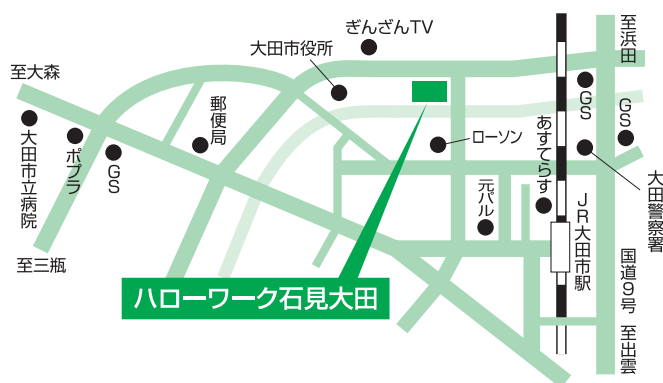
農業は平坦地から中山間地まで、地域の実情に合わせた取り組みが行われており、漁業は沿岸漁業を中心に県内で上位の生産額を占めています。

UIターンをお考えの皆様には、ハローワークをはじめ、関係機関と連携しながら就職活動を支援いたしますので、気軽にご相談ください。

大田市での仕事探し

ハローワーク石見大田

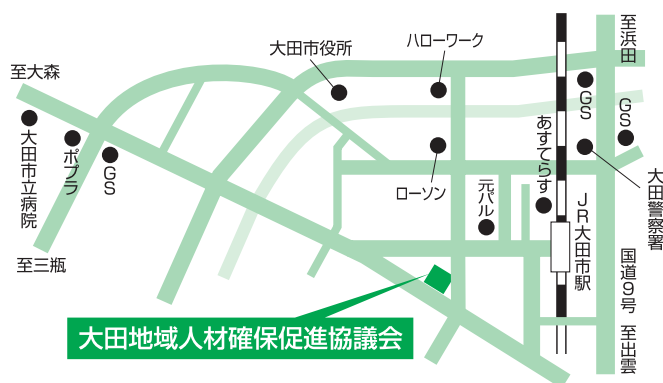
ハローワーク(公共職業安定所)は、仕事の相談・紹介を行う公的な機関です。
お気軽にご利用ください。



〒694-0064
島根県大田市大田町大田口1182-1
石見大田公共職業安定所
TEL : 0854-82-8609 FAX : 0854-82-1059

大田地域人材確保促進協議会

大田地域人材確保促進協議会では、人材の確保・育成のため、いろいろな取り組みを行っています。詳しい内容については、大田商工会議所までお問い合わせください。



※大田市内の企業・働く人の
情報はこちらから!

ジョブサーチおおだ 検索



〒694-0064
島根県大田市大田町大田イ309-2
大田商工会議所内
TEL : 0854-82-0765 FAX : 0854-82-2993
E-mail : ohdacci@shimanet.jp



大田市無料職業紹介所

大田市内で就職を希望されるUIターン者等と市内事業者等の求職・求人のマッチングを図ります。
登録が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 産業企画課

TEL: 0854-83-8075 FAX: 0854-82-9150 E-mail: o-syoukou@city.ohda.lg.jp



島根県内での仕事探し

job café
shimane

ジョブカフェしまね

ジョブカフェしまねでは、若年求職者（概ね45歳未満の方）を支援するために、キャリア相談、就職応援ミニセミナー、適職診断や応募書類の作成、企業・求人情報の提供まで、多くのサービスが受けられます。

◆ 松江センター

〒690-0003 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

フリーダイヤル 0120-67-4510

OPEN: 月曜日～土曜日 9:30～18:00
(祝日、年末年始はお休み)

◆ 浜田ランチ

〒697-0034 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2階
(石見産業支援センター「いわみぷらっと内」)

フリーダイヤル 0120-45-4970

OPEN: 月曜日～金曜日 9:30～18:00
(祝日、年末年始はお休み)

要予約 ブース相談

※50分間しっかり相談できます。

予約不要 フロア相談

※松江センターのみ。ちょこっと相談できます。

ジョブカフェしまね 検索

しまねUIターン総合サイト「くらしまねっと」

「くらしまねっと」に島根県最大級の求人情報を掲載中!お仕事探しにぜひご活用ください。

くらしまねっと 検索 (ホームページアドレス <https://www.kurashimanet.jp>)

お問い合わせ先

(公財) ふるさと島根定住財団 石見事務所

〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2F

TEL: 0855-25-1600

大田市で就業をお考えの皆様に、次の支援を行っています。

起業の支援については、大田市役所産業振興部産業企画課で行っています。また、産業体験にかかる支援については、(公財)ふるさと島根定住財団で行っています。

(1) 起業支援

支援

◆ ふるさと大田起業・創業支援事業

事前申請必要!!

市内で空き店舗等を利用して起業・創業をされる方に対し、下記の経費の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

【補助対象】 小売業、飲食業、サービス業等の開店予定者で、空き店舗を活用して実施される方

【補助事業】

対象経費	補助率	補助限度
改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ※改修費は大田市内に本店または本拠のある事業所が施工した場合に限り対象とする。	補助対象経費の1/2以内	100万円

※申請には商工会議所、商工会の推薦が必要です。必ず事前にご相談ください。

◆ 大田市輝く若者ビジネスプランコンテスト

事前申請必要!!

大田市の将来を支える若者を対象に、大田の豊かな食と宿泊機能の充実をテーマとして起業・創業(第二創業含む)に係るビジネスプランを募集し、その中で優秀な事業計画を提出した方の新規創業の支援を行います。

【補助対象】 大田市内において、地域の食もしくは宿泊機能の充実に関する創業事業計画を有し、これを実行しようとする若者(45歳以下)

【補助事業】

対象経費	補助率	補助限度
施設設備費(建築工事・修繕等) 機械装置費(購入、修繕等) 備品費(購入、リース等)	補助対象経費の2/3以内	300万円

※申請には商工会議所、商工会の推薦が必要です。必ず事前にご相談ください。

【審査会】 有識者等で構成する審査会にて書面・口頭審査を実施し、採択者1名を決定します。

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 産業企画課 産業支援係

TEL:0854-83-8075 FAX:0854-82-9150 E-mail: o-syokou@city.ohda.lg.jp

(2) 就職支援

支援

◆ 保育士さんいらっしゃい奨励金

市外から大田市に転入し、新規に市内の認可保育所、地域型保育所または認可外保育施設に就労する保育士に奨励金10万円を交付します。(1人1回)

※3年未満で転出、または保育士を辞めた場合は奨励金を返還していただきます。

※学生は住所変更を伴わなかった場合も対象とします。

お問い合わせ先

大田市役所 健康福祉部 子育て支援課

TEL:0854-83-8149 FAX:0854-82-9730 E-mail:o-kosodate@city.ohda.lg.jp

◆ 大田市わくわく島根生活実現支援事業

東京23区にお住まい、または勤務しておられる方が、大田市へ定住して就労・起業されると、移住支援金が支給されます。

【助成対象者】

〈共通要件〉東京23区にお住まいの方、または勤務している方(どちらも5年以上)

〈就労の場合〉くらしまねっとに移住支援金の対象として掲載された求人に応募し、新規就労し、その後3ヶ月以上在職している方

〈起業の場合〉島根県が実施する企業支援金事業の採択を受けた方

【助成額】

2人以上の世帯：100万円

単身世帯：60万円

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課

TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail:o-tiiki@city.ohda.lg.jp

(3) 産業体験支援

支援

◆UIターンしまね産業体験事業

島根県外の方が島根県内の受入先で一定期間、農林水産業や伝統工芸、介護職等の産業体験を行う場合に、滞在に要する経費の一部が助成されます。

【助成対象】 県外在住のUIターン希望者

【助成期間】 3か月以上1年以内（伝統工芸は2年）

【助 成 額】 12万円／月

※ 県内に居住する父母または祖父母と同居の場合、2親等以内の親族が受入先となり体験する場合、伝統工芸の2年目は6万円／月を助成。

※ 中学生以下の子どもを同伴し、産業体験を行う方に対し、一世帯あたり月額3万円を加算。

◆無料職業紹介事業（交通費（片道分）助成）

企業体験（会社見学、面談など）で来県する際、交通費（片道分）の助成が受けられます。

【助成対象】 無料職業紹介事業の「UIターン求職登録」をしている方

【助 成 額】 上限2万円 ※領収書等が必要です。

お問い合わせ先

（公財）ふるさと島根定住財団 石見事務所

〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2F
TEL:0855-25-1600

◆大田市産業体験者定着支援事業

産業体験を通じた定住を促進することを目的とし、（公財）ふるさと島根定住財団の実施するUIターンしまね産業体験事業による助成金の交付を受けた者のうち、引き続き大田市において同業種の産業体験を行う場合、大田市にて助成します。

【助成対象者】

- ① UIターンしまね産業体験事業による助成金の交付を受けた者のうち、引き続き大田市において同業種の産業体験を行う者
- ② 大田市に住所を有する者
- ③ 大田市税等を滞納していない者

【助成期間】

UIターンしまね産業体験事業助成金の助成対象期間が満了する月の翌月から、3か月以上2年以内

【助 成 額】

月額9万円（実家に居住する場合等は半額）

※ 中学生以下の子どもを同伴し、産業体験を行う方に対し、一世帯あたり月額3万円を加算。

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課

TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail:o-tiiki@city.ohda.lg.jp

◆UIターン企業見学等支援事業

実際の職場環境や業務内容の見学、個別相談など企業体験で大田市へこられる方へ、(公財)ふるさと島根定住財団の交通費支給を上乗せ支援します。



【助成対象者】

(公財)ふるさと島根定住財団の「UIターン企業体験支援事業」を利用して大田市内の事業所等を見学・面接などのために訪問される方。

- ・事務所又は工場等の見学
- ・経営者又は先輩従業員との意見交換
- ・採用面接又は採用試験等

【助成額】

定住財団の支給額の半額(1回あたり1万円上限、1人あたり単年度2回まで)

(例) 大阪から大田市まで往復交通費(宿泊費除)が40,000円だった場合

- ◇ 定住財団へ申請 …… 20,000円の助成
- ◇ その後大田市へ申請 … 10,000円の助成

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課

TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail:o-tiiki@city.ohda.lg.jp

(4) 資格取得支援

支援

◆介護福祉士等の資格取得試験の受験料・研修等の受講料の一部を助成します

【対象試験・研修】 介護福祉士試験及び介護支援専門員実務研修受講試験
介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修
介護支援専門員試験合格対策講座

【対象者】 市内介護サービス事業所に勤務している方で市税等の滞納をしていない方

【助成額】 《試験》受験料の8/10の額(百円未満切捨)
《研修》受講料の1/2の額(百円未満切捨 上限5万円)
《講座》受講料の1/2以内の額(百円未満切捨)

お問い合わせ先

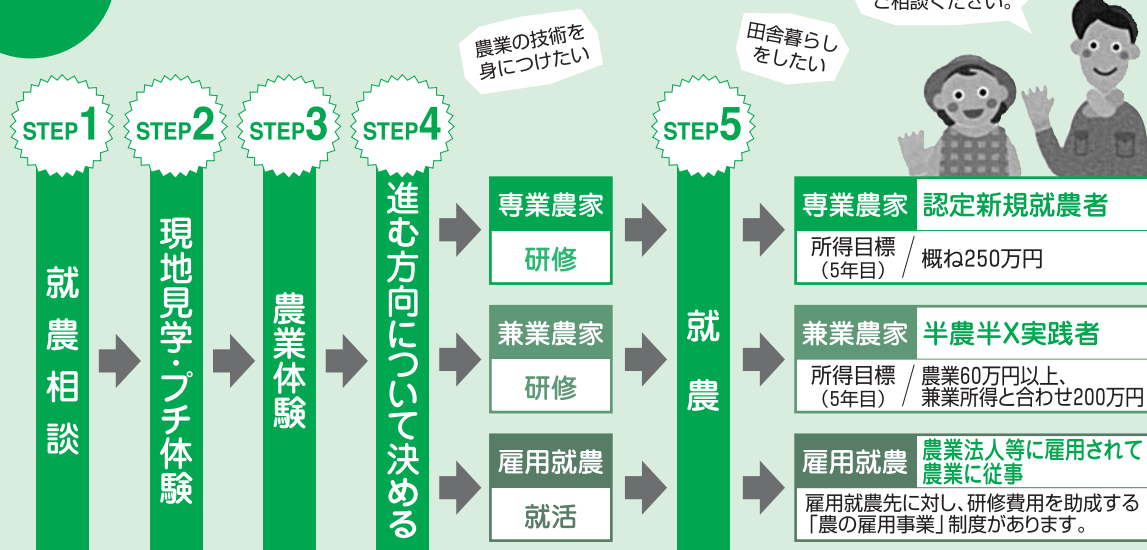
大田市役所 健康福祉部 介護保険課

TEL:0854-83-8063 FAX:0854-84-9204 E-mail:o-kaigohoken@city.ohda.lg.jp

(5) 就農支援

支援

◆就農までのSTEP（一般的な例 イメージ）



◆大田市の主要な農産物

 酪農 三瓶高原では酪農が盛んに行われているほか、成牛約700頭を飼養するメガファームもあります。	 肉用牛 大田市で生産～肥育し、地元の飼料で育てた和牛を「石見銀山和牛」としてブランド化を進めています。	 メロン 美味しまね認証を取得し、安全・安心で美味しいメロンの生産に取り組んでいます。また、新技術のトロ箱栽培も取り入れて栽培しています。
 ぶどう 島根県特産のデラウェアをはじめ、近年人気のシャインマスカットをメインに栽培しています。生産組合若手グループのリーダーを中心に活発に活動を展開しています。	 西条柿 中国地方特有の品種で、県内全域で栽培されています。糖度が高く、食味・食感が非常に優れています。大田市では、大玉で高品質な西条柿を生産しています。	

◆新規に就農するには…

1. やる気・強い意志が必要です

農業は自然と向き合い、農産物を生産するため、思いどおりにならないことも多いもの。単純作業の繰り返しや、炎天下での重労働もあり、忍耐力や強い意志が求められます。

2. 知識・技術を習得しましょう

作物の栽培技術はもちろん、機械の扱いや経営管理など、様々な知識・技術が必要となります。産業体験や研修を受けて、多くの技術を習得しましょう。

大田市で実施されている農業研修

- ・ 島根県立農林大学校（詳しくはホームページをご確認ください）

島根県立農林大学校 検索

- ・ おおだ農援塾

農業生産に関する基礎知識の習得及び生産現場での実習を行います。Uターンされた方、定年退職後に農業に取り組みたい方も歓迎します。

【対象者】 講座終了後、生産者組織に加入し大田市内で農産物の生産・販売を希望する方

【内容】 産直野菜づくり講座、柿づくり講座、ぶどう栽培実践講座

【開催日】 4月～翌年3月の毎月1～2回

【募集期間】 開催日前の1月下旬～2月中旬頃

【受講料】 10,000円

(必要に応じて実習費等の負担が別途必要です)

(※上記はH31年度の内容となり、募集は終了しています。R2年度の募集については上記の【募集期間】となる予定)

3. 資金が必要です

必要最低限の農機具の取得からハウス・施設等の整備まで、多額の投資が必要な場合があります。また、農業を開始しても、安定した収入を得られるまでの生活費は、余裕を持って確保することが大切です。

4. 農地を探しましょう

希望に合った農地を探し地主と交渉するか、農地中間管理機構などに相談して空き農地を探し、賃借または取得の手続きをしましょう。農地の確保には、地域や農家からの信頼が大切です。

5. 家族の理解と協力が大切です

農業は作物によっては、自分の都合で休むわけにはいきません。その際、助けてもらえる家族の存在・役割がとても重要です。就農を成功させるために、家族の理解と合意、協力は必要不可欠です。

6. 地域住民との交流を深めましょう

田舎では、地域の行事や共同作業に積極的に参加することが求められます。いろいろな機会を通じて、地域の方々との交流を深めましょう。地域に溶け込むことで快適な生活が送れます。

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 農林水産課（農業担い手支援センター）

TEL: 0854-83-8092 FAX: 0854-82-9731 E-mail: o-ninaite@city.ohda.lg.jp



定住を考えるうえで、日々の暮らしがあります。

ここでは、大田市での暮らしに直結する「教育」、「福祉」、「医療」、「生活環境」についてご紹介します。

教育

(1) 幼稚園

大田市内の公立幼稚園は、大田幼稚園、久手幼稚園の2園があります。通園区域の指定はありません。

幼稚園保育料は無料ですが、別途給食費、教材費、PTA会費が必要です。

入園対象者は、5・4・3歳児、満3歳児（3歳になった次の日から受け入れ可）です。

幼稚園の入園については、大田市教育委員会総務課総務管理係、または各幼稚園に直接お問い合わせください。

● 公立幼稚園

	園 名	電話番号	所 在 地	人数(人)
1	大田幼稚園	0854-82-1426	大田町大田イ597番地	32
2	久手幼稚園	0854-82-7044	久手町刺鹿2385番地	15

※人数は令和元年5月1日現在

(2) 小・中学校

大田市内には、小学校16校、中学校6校があります。

それぞれ特色のある学校運営に努め、学力育成や地域でのふるさと教育を盛んに行っています。

小・中学校とも少人数学級編成を行い、小学校1・2年は1学級30人、小学校3年～中学3年は1学級35人としています。また、児童・生徒へのサポート事業として、学力育成や特別支援、教育充実のための支援員等を配置し、きめ細やかな指導に基づく授業を行っています。

● 公立小学校

	学 校 名	電話番号	所 在 地	人数(人)
1	大田小学校	0854-82-0031	大田町大田イ590番地	464
2	長久小学校	0854-82-1323	長久町長久イ782番地	175
3	五十猛小学校	0854-87-0626	五十猛町1518番地	59
4	静間小学校	0854-84-8532	静間町548番地	65
5	鳥井小学校	0854-84-8352	鳥井町鳥井417番地	44
6	久手小学校	0854-82-8324	久手町刺鹿2585番地	205
7	朝波小学校	0854-85-8704	波根町15番地	83
8	北三瓶小学校	0854-86-0002	三瓶町多根イ934番地	16
9	志学小学校	0854-83-2025	三瓶町志学2065番地	16
10	池田小学校	0854-83-2642	三瓶町池田2242番地	27
11	川合小学校	0854-82-0295	川合町川合3025番地	63
12	久屋小学校	0854-82-1043	久利町久利794番地2	48
13	大森小学校	0854-89-0613	大森町二32番地	11
14	高山小学校	0854-89-0627	水上町白杯140番地	37
15	温泉津小学校	0855-65-2573	温泉津町福光ハ467番地1	95
16	仁摩小学校	0854-88-2629	仁摩町仁万176番地2	157
小学校計				1,565

※人数は令和2年5月1日現在

● 公立中学校

	学 校 名	電話番号	所 在 地	人数(人)
1	第一中学校	0854-82-0034	大田町大田口656番地	452
2	第二中学校	0854-82-8424	久手町刺鹿522番地1	216
3	北三瓶中学校	0854-86-0013	三瓶町多根イ938番地13	14
4	志学中学校	0854-83-2208	三瓶町志学口367番地	14
5	第三中学校	0854-89-0027	水上町福原610番地	13
6	大田西中学校	0854-88-2006	仁摩町仁万387番地2	125
中学校計				834

※人数は令和2年5月1日現在

(3) 公立高校

大田市内の公立高校は、県立大田高等学校および県立瀬摩高等学校があります。

転校の手続きは、現在在籍中の高校から希望する高校に、転入学の可否について直接お問い合わせください。

● 県立高等学校

	学 校 名	電話番号	所 在 地	課程・設置学科	人数(人)
1	大田高等学校	0854-82-0750	大田町大田イ568番地	(全)普通科、理数科	420
2	瀬摩高等学校	0854-88-2220	仁摩町仁万907番地	(全)総合学科	255

※大田高校の人数は令和2年5月1日現在

※瀬摩高校の人数は令和2年5月1日現在

支援

◆ 就学援助制度(小・中学校)

経済的理由により、お子さんを就学させることが困難なご家庭に対して学校でかかる費用の一部を市が援助するものです。

内容：学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、PTA会費、給食費など

◆ 遠距離通学費補助

自宅から学校まで一定の距離を超える場合に、通学費の補助を行っています。通学費補助の取り扱いについては、地域で異なります。

大 田 市 小学校4km以上、中学校5km以上
(下記地域を除く)

温泉津町内 小学校4km以上、中学校4km以上

仁 摩 町 内 中学校6km以上

※ いずれの場合もスクールバスを利用する児童生徒は対象外です。

詳しくは、大田市教育委員会総務課総務管理係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆ 大田市教育委員会 総務課 総務管理係

TEL:0854-83-8121 FAX:0854-82-5395 E-mail: o-kyosoumu@city.ohda.lg.jp

◆ 島根県教育委員会

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5403 FAX:0852-22-5400 E-mail: kyousou@pref.shimane.lg.jp

(1) 保育所等

① 保育所等のサービス一覧と各施設の紹介

保育所は、保護者が仕事や病気などのために家庭で十分に保育することができない乳幼児を保護者に代わって保育する施設です。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

● 認可保育園(所)、認定こども園

	施設名	経営	電話番号	所在地	開所時間	保育短時間	受入年齢	延長保育	休日保育	病児保育		一時保育	障がい児保育
										病後児	体調不良児 (実施園入所児童対象)		
1	大田保育園	公	0854-82-0887	大田町	7:30～19:00	8:00～16:00	生後5ヶ月	18:30～19:00	—	—	—	—	○
2	相愛保育園	私	0854-82-0187	大田町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～7:30 18:30～19:30	○	—	○	○	○
3	認定こども園 あゆみ保育園	私	0854-82-1791	大田町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	○	○	○
4	川合保育園	公	0854-82-7433	川合町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○
5	池田保育園	公	0854-83-2284	三瓶町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○
6	志学保育園	私	0854-83-3681	三瓶町	7:40～18:40	8:30～16:30	満1歳	—	—	—	—	○	○
7	波根保育園	私	0854-85-7135	波根町	7:00～19:30	8:30～16:30	生後5ヶ月	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	—	○	○
8	久手保育園	私	0854-82-8823	久手町	7:00～19:30	8:30～16:30	生後5ヶ月	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	—	○	○
9	鳥井保育園	公	0854-84-8233	鳥井町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○
10	こぼと保育園	私	0854-82-6884	長久町	7:15～19:30	8:30～16:30	生後57日	7:15～7:30 18:30～19:30	—	—	—	○	○
11	サンチャイルド 長久さわらび園	私	0854-83-7171	長久町	7:15～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:15～7:30 18:30～19:30	—	○	—	○	○
12	たから保育園	私	0854-83-7880	長久町	7:30～19:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	—	—	○	—	○
13	静間保育園	公	0854-84-8542	静間町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○
14	いそたけ保育園	私	0854-87-0689	五十猛町	7:30～19:30	8:30～16:30	生後3ヶ月	18:30～19:30	—	—	—	○	○
15	久利保育園	私	0854-82-3988	久利町	7:30～19:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	—	—	—	○	○
16	大森さくら保育園	私	0854-89-0669	大森町	7:30～18:30	8:30～16:30	生後7ヶ月	—	—	—	—	—	—
17	水上保育園	公	0854-89-0339	水上町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○
18	仁摩保育園	私	0854-88-9100	仁摩町	7:00～19:30	8:30～16:30	生後57日	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	○	○	○
19	認定こども園 みどり保育園	私	0854-88-3324	仁摩町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	—	○	○
20	温泉津保育所	公	0855-65-2075	温泉津町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○

※湯里分園は休園中

● 地域型保育事業所(市認可)

	施設名	電話番号	所在地	開所時間	保育短時間	受入年齢
1	ステップルーム	0854-82-0509	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	3か月～2歳
2	すてっぴ2	0854-84-5531	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	3か月～2歳
3	ナーサリーおだ	0854-82-8791	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	3か月～2歳
4	わんぱく保育園	0854-82-5070	大田町	8:00～18:00	8:00～16:00	3か月～2歳
5	ステップ川合	0854-82-0120	川合町	7:30～18:30	8:00～16:00	3か月～2歳

- 延長保育、一時保育、病児保育は別に利用料がかかります。
- 保育所(園)により、実施内容が異なる場合があります。詳しくは各保育所(園)、又は大田市役所子育て支援課へお問い合わせください。

● 認可外保育施設

	施設名	電話番号	所在地
1	たんぽぽ保育所	0854-84-7371	大田市立病院内

● 幼稚園

	施設名	電話番号	所在地	開所時間
1	大田幼稚園	0854-82-1426	大田町	8:30～14:30
2	久手幼稚園	0854-82-7044	久手町	8:30～14:30

※預かり保育(14:30～16:30)も実施しています。(別途利用料が必要です)

※幼稚園の入所は、教育委員会(TEL 0854-83-8121)へお問い合わせください。

● 認定こども園

	施設名	電話番号	所在地	サービス内容
1	認定こども園 あゆみ保育園	0854-82-1791	大田町	1号認定(幼稚園部) 受入れ年齢: 満3歳～就学前 保育時間: 8:00～14:00 預かり保育: 14:00～18:30(有料) 2号・3号認定 認可保育所(園)を参照ください。
2	認定こども園 みどり保育園	0854-88-3324	仁摩町	//

② 保育料

認定区分は次のとおりです。

年 齢	教育・保育希望	認定区分	利 用 先
満3歳以上	教育を希望	1号認定	認定こども園・幼稚園
	保育を必要とする事由に該当し、 保育を希望	2号認定	認可保育所・認定こども園
満3歳未満		3号認定	認可保育所、地域型保育事業所・認定こども園

令和2年度 保育所等利用者負担額(保育料)

3歳以上児 (1号、2号認定)

※全てのお子さんの保育料は無償となります。

(保育所は3歳児クラス【3歳になった後の最初の4月分】から無償化となります)

※副食費(給食の食材料・おやつ・牛乳・お茶代)は直接施設にお支払いいただくことになります。ただし、次の場合は副食費の支払いが免除となります。



副食費が免除対象となるのは
・年収360万円未満の世帯のお子さん
・出生順位が第3子以降のお子さん



大田市独自の制度で、3人目
以降のおさんは全員副食
費が無料になるよ!

3歳未満児 (3号認定)

※市民税非課税世帯のお子さんの保育料は無償となります。

【保育料月額】

(第1子) 階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間
第2階層	0円	0円	第7階層	24,000円	23,500円
第3階層	11,000円	10,800円	第8階層	28,000円	27,500円
第4階層	14,000円	13,700円	第9階層	31,000円	30,400円
第5階層	18,000円	17,600円	第10階層	35,000円	34,400円
第6階層 (市民税所得割 77,101円未満)	21,000円	20,600円	第11階層	40,000円	39,300円
			第12階層	44,000円	43,200円

第2子以降は、保育料の額が違いますのでお問い合わせください。

	保育料	副食費
3歳以上児	全て無償化	年収360万円未満の世帯や第3子以降は免除
3歳未満児	市民税非課税世帯は無償化	市民税課税世帯……保育料に含まれる 市民税非課税世帯…無償

③ 保育サービス

大田市では、子育て世代のニーズに対応した保育サービスを提供しています。

1) 保育サービスの充実

延長保育、休日保育、障がい児保育、病児保育を実施しています。サービスを実施している保育園(所)は、「保育所等のサービス一覧と各施設の紹介(P26)」をご覧ください。

2) 保育ボランティア事業

保育の現場において、技術や子育て経験を活かして、お手伝いいただける方を募集しています。

支援

(1) 3歳以上の児童の保育料無償化(P27参照)

(2) 同時入所軽減 ～ 同一世帯から2人以上の児童が同時に入所している場合の保育料

- 年齢が高い順から
- 1人目 …… 基準額
 - 2人目 …… 基準額の1/2
 - 3人目以降 …… 無料

(3) 第3子軽減 ～ 同一世帯内の児童で第3子以降の児童が入所している場合の保育料は無料

(4) 3歳未満児の軽減 ～ 2～10階層の保育料を軽減

(5) 多子世帯の軽減 ～ 所得割額57,700円未満の世帯は、第2子は半額または無料、第3子以降は無料

(6) ひとり親等世帯の軽減 ～ 所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子は半額以下、第2子以降は無料

(7) 副食費の免除(P27参照)

お問い合わせ先

大田市役所 健康福祉部 子育て支援課

TEL:0854-83-8149・0854-83-8196 FAX:0854-82-9730

E-mail: o-kosodate@city.ohda.lg.jp

(2) 子育て支援

① 子育て支援サービス

大田市では、保育サービスのほか、次の子育て支援サービスを実施しています。

1) ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターでは「子育てを手伝ってほしい人」と「子育てを支援できる人」に、会員になっていただき、子育てを手伝ってほしい人に支援できる人を紹介しています。対象は、乳幼児から小学校6年生までです。応援の内容はいろいろ(保育園などの送迎、登園・登校前後のお預かり、急な用事など)です。

平成31年度から、社会福祉法人大田保育センター(認定こども園あゆみ保育園)で実施しています。

2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が仕事などで家庭にいない昼間、小学校に就学している児童を、適切な生活の場を提供し、お預かりします。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ○ 大田わんぱく児童クラブ(大田町) | ○ 久手なかよしキッズクラブ(久手町) |
| ○ あゆみ放課後児童クラブ(大田町) | ○ 仁摩児童クラブひまわり(仁摩町) |
| ○ 長久ゆうゆう学童クラブ(長久町) | ○ 朝波にこにこ児童クラブ(波根町) |
| ○ 温泉津児童クラブたんぼぼ(温泉津町) | ○ 久利放課後児童クラブ(久利町) |
| ○ 大田いきいき児童クラブ(大田町) | ○ いそたけ児童クラブスマイル(五十猛町) |
| ○ 大田ルーテル・ラブリー児童クラブ(大田町) | |

※2019年10月頃開所予定

3) 一時預かり事業

保育園(所)では、冠婚葬祭などで急に保育ができなくなった場合などに対応するため、児童の一時預かりを行っています。

4) 大田市子育て支援センター事業

育児不安に対する相談指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を、あゆみ保育園、温泉津保育所、仁摩保育園で行っています。

5) 子育てアプリ おおだっこ

いつでもどこでも簡単に最新の子育て情報をゲット!

電子母子健康手帳機能でお子さんの予防接種や健康データの記録・管理もできます。また、ご家族でお子さんの成長記録を共有することもできます。便利な機能がたくさんあるので、ぜひアプリをインストールしてご活用ください。



App Store用



google play用



web版



※web版は外国語にも対応しています

支援

◆子育ての経済的支援

1) 児童手当 生まれた日の翌月から15歳になって最初の3月31日まで支給します。

●支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

2) 児童扶養手当

父母の離婚などにより、18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等に、児童の健全な成長を願って支給します。(外国人の方も支給の対象となります。)

3) COCCOLO(こっころ)

島根県内に住む子育て家庭に交付される「しまね子育て応援パスポート“COCCOLO(こっころ)”」を全国の協賛店に提示すると、子育て支援サービスが提供されます。

◆こんにちは赤ちゃん絵本事業

絵本をとおして赤ちゃんとお母さんが楽しい時間を分かち合うことを応援します。

【事業内容】

乳幼児健診(4カ月健診)時に絵本を手渡し、絵本や読み聞かせアドバイスを、子育て支援センター職員が行います。

【対象者】

乳児健診(4カ月)該当児

【配布内容】

- ① 絵本 1冊
- ② 赤ちゃんアドバイス集 1冊
- ③ 図書館利用案内
- ④ 絵本入れ布袋
- ⑤ すくすく子育てガイド ※妊娠時・出産時にもっていない方のみ

お問い合わせ先

大田市役所 健康福祉部 子ども家庭相談室

TEL:0854-83-8148 FAX:0854-82-9730 E-mail:o-kodomokatei@city.ohda.lg.jp

② 安心して妊娠・出産のできる環境づくり

- 1) 妊娠・出産期を通して母と子の健康が確保されるよう健康相談、健康診査、健康教室、保健指導を実施しています。
- 2) 妊娠中の勤務に対して作業の軽減・休憩など、主治医などが必要であると認めた指導事項を的確に会社に伝える際に利用する「母子健康管理指導事項連絡カード」の周知を図っています。

支援

◆ 一般不妊治療費等助成制度

子供を産み育てたい気持ちを応援するため、一般不妊治療費の助成をしています。

【対象者】

大田市内に住所を有する方（戸籍上の婚姻関係にあり、夫婦またはそのどちらかが大田市に住所を有する）

【助成の内容】

助成金額：1年間につき15万円を上限

助成期間：一般不妊治療を受けた月から起算して3年間（ただし、中断期間は含まず）

【対象治療】

保険適用の一般不妊治療及び検査・人工授精

【申請手続き】

助成希望の方は、市役所健康増進課健康増進係までお問い合わせください。

また、市のホームページからも申請方法をご確認できます。

※ 島根県では医療費が高額となる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成制度」を実施しています。詳しくは、県央保健所健康増進課までお問い合わせください。（市ホームページにもリンク先を貼っています。）

◆ 妊婦・乳児一般健康診査

大田市では、妊娠中の経済的負担の軽減や、お母さんとお腹の赤ちゃんの健康を守るために、妊婦健診14回分と乳児健診2回分を公費で受けられます。

妊婦一般健康診査・乳児一般健康診査の受診票は、母子健康手帳と一緒に交付しています。

安心、安全なお産のためにも、下記の妊娠週数を目安に妊婦健診を必ず受診しましょう。

○ 妊婦一般健康診査受診票（14回）… 産婦人科

- ・ 1～4回目：妊娠初期～妊娠23週まで（4週間に1回）
- ・ 5～10回目：妊娠24週～35週まで（2週間に1回）
- ・ 11～14回目：妊娠36週～出産まで（1週間に1回）

※ 妊婦健診にかかる全ての料金が無料になるわけではありません。

受診票の内容以外の検査を受けた場合や、薬の処方があった場合等は自己負担があります。

○ 乳児一般健康診査受診票（2回）… 小児科

- ・ 生後1か月
- ・ 生後9～11か月（1歳のお誕生月の末日まで利用できます）

◆ 妊婦歯科検診

妊婦を対象に、むし歯と歯周疾患予防のための歯科検診を無料で行っています。

【対象】 妊婦

【実施方法】

妊婦一般健康診査受診票と一緒に妊婦歯科検診受診票を交付しています。

市内歯科医療機関で検診を受けることができます。

【費用】 無料

◆産婦健康診査

産後2週間、及び1ヶ月ごろに産婦健診を受けることができます。

【対象】 令和2年4月以降に出産された方

※実施医療機関は、大田市ホームページにてご確認ください。

【実施方法】

妊婦一般健康診査受診票と一緒に産婦健康診査受診票を交付しています。

【費用】 個人負担 2,000円

◆こんにちは赤ちゃん訪問事業

地域で安心して育児をするためのお手伝いとして、出産後、訪問担当者がご自宅に訪問し、お母さんの心配なことを聞いたり、地域の子育て情報をお伝えします。

【対象】 生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭

【訪問時期】 生後2～4か月の間

※保護者の希望によっては、2か月までの訪問も可能です。

【訪問担当者】

大田市長より委嘱を受けた、地域での子育てを応援する皆さんです。

(助産師や保健師による家庭訪問も行っています。)

◆乳幼児相談

乳幼児期のお子さんの育児や母乳に関する相談を、保健師や助産師、栄養士が行います。また、お子さんの身体計測も行っています。

【対象】 乳幼児とその保護者

【内容】

身体計測、育児や食事(離乳食)、母乳に関する悩みの相談に、保健師、助産師、栄養士が対応します。

〈持参するもの〉母子健康手帳

〈場所〉仁摩保健センター

【実施回数】 毎月1回

お問い合わせ先

大田市役所 健康福祉部 健康増進課

TEL:0854-83-8152 FAX:0854-82-9730 E-mail: o-kenkou@city.ohda.lg.jp





●市内医療機関 連絡先(診療科別)

■病院

大田市立病院 大田町 … 0854-82-0330 石東病院 大田町 … 0854-82-1035

■診療所

□内科／小児科／消化器科／循環器科等

石田医院 大田町 … 0854-82-1160
うめがえ内科クリニック 大田町 … 0854-83-7800
大田呼吸循環クリニック 大田町 … 0854-82-0036
大田シルバークリニック 大田町 … 0854-83-7757
合原医院 大田町 … 0854-82-1737
昭和医院 大田町 … 0854-82-3492
根宜婦人科クリニック 大田町 … 0854-82-1027
渡辺医院 大田町 … 0854-82-9345
川上医院 川合町 … 0854-82-0296
川上医院 吉永出張所 川合町 … 0854-82-0296
国民健康保険 三瓶町池田 … 0854-83-3084
池田診療所
秦クリニック志学診療所 三瓶町志学 … 0854-83-2002
石田医院 山口診療所 山口町 … 0854-82-1160
福田医院 波根町 … 0854-85-8526
小野医院 久手町 … 0854-82-8328
木島医院 久手町 … 0854-82-8527
合原医院 鳥井診療所 鳥井町 … 0854-84-8201
仁寿診療所ながひさ 長久町 … 0854-83-7166
やまうち内科 長久町 … 0854-84-0707
郷原医院 久利町 … 0854-82-0817
仁寿診療所そじき 祖式町 … 0854-85-2303
加藤病院 温泉津町 … 0855-72-0640
(井田地区巡回診療)
湯里診療所 温泉津町 … 0854-88-9030
(仁摩診療所)
国民健康保険仁摩診療所 仁摩町 … 0854-88-9030
須田医院 仁摩町 … 0854-88-2124

□整形外科

上垣医院 大田町 … 0854-82-0270
生越整形外科クリニック 大田町 … 0854-82-6161

□皮膚科

本田皮膚科医院 大田町 … 0854-83-7788

□泌尿器科

大田姫野クリニック 大田町 … 0854-84-0788

□眼 科

井上眼科医院 大田町 … 0854-82-1008
ふじわら眼科クリニック 大田町 … 0854-86-8131

□耳鼻咽喉科

わだ耳鼻咽喉科医院 大田町 … 0854-84-0800

□精神科

石東病院 大田町 … 0854-82-1035

□歯科医院

あおば歯科医院 大田町 … 0854-86-7717
景山デンタルクリニック 大田町 … 0854-83-7707
楯野歯科医院 大田町 … 0854-82-0714
デンタル・アート・クリニック 大田町 … 0854-84-0321
ニコライ歯科医院 大田町 … 0854-82-3322
もりわき歯科クリニック 大田町 … 0854-84-8020
大澤歯科医院 久手町 … 0854-82-8905
おごし歯科医院 久手町 … 0854-82-0520
西村歯科医院 波根町 … 0854-85-8621
中村歯科クリニック 長久町 … 0854-82-1182
大庭歯科医院 祖式町 … 0854-85-2700
前田歯科医院 温泉津町 … 0855-65-1502
泉歯科医院 仁摩町 … 0854-88-3881

お問い合わせ先

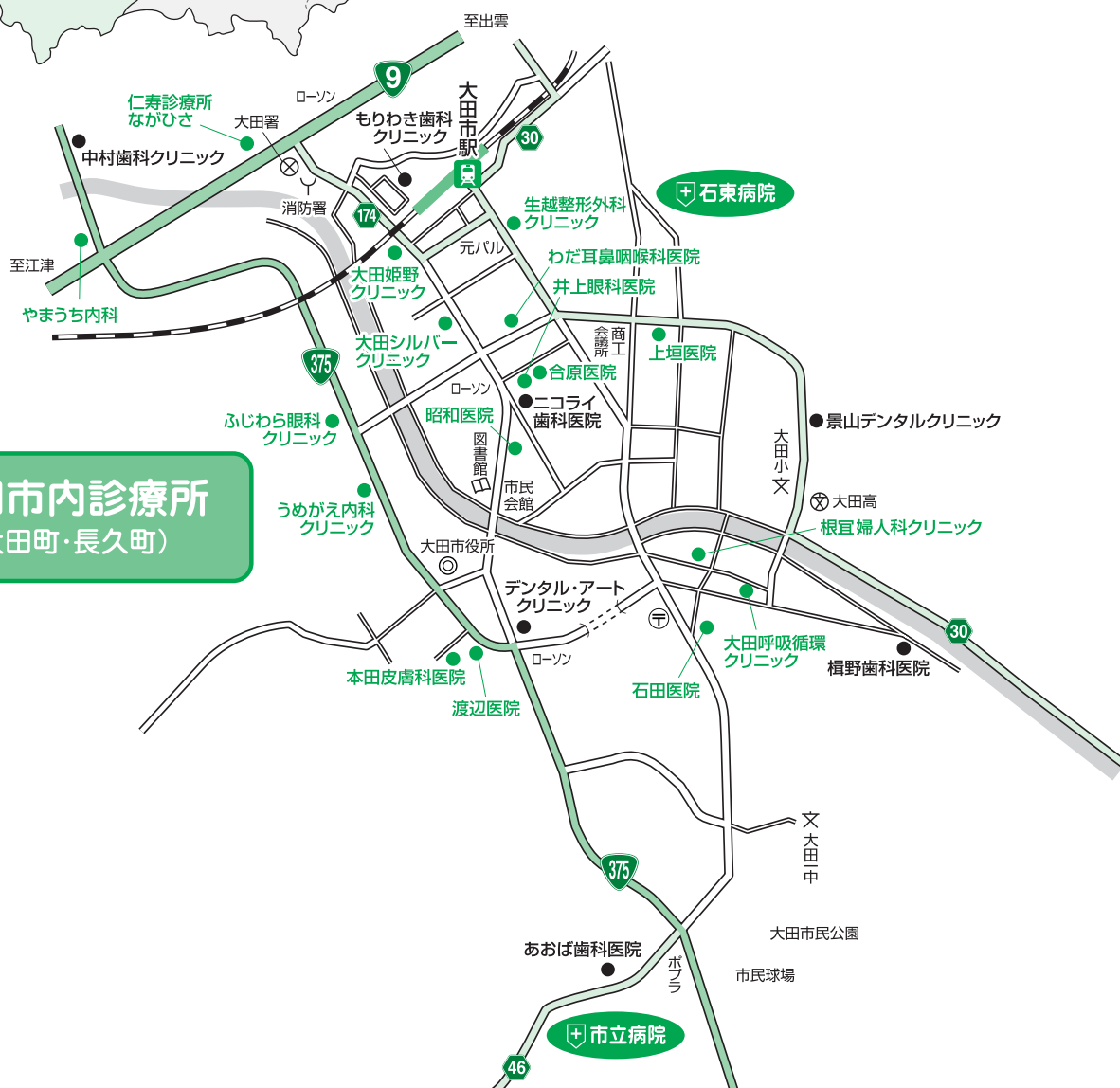
大田市役所 健康福祉部 医療政策課

TEL:0854-83-8058 FAX:0854-82-1675 E-mail: o-iryuu@city.ohda.lg.jp

大田市内診療所 (大田町・長久町以外)



大田市内診療所 (大田町・長久町)



(1) 乳幼児・子ども医療費助成制度

◆対象者区分と自己負担額限度

中学校卒業までのお子さんの医療費（保険診療分）を無料としています。

対 象 者	入 院	入院外	薬 局	所得制限
就学前の子ども	無 料	無 料	無 料	な し
小学校入学から中学校卒業までの子ども	無 料	無 料	無 料	
20歳未満の慢性呼吸器疾患等16疾患群対象者	無 料			
小児慢性特定疾病医療支援（島根県実施）対象者	無 料	無 料	無 料	

※ 文書料や入院されたときの食事代、室料等は別に自己負担となります。
また保険外併用療養費（保険の対象とならない費用）を自己負担する場合があります。

お問い合わせ先

大田市役所 環境生活部 市民課

TEL：0854-83-8154 FAX：0854-82-9730 E-mail：o-hoken@city.ohda.lg.jp

(2) 公営の医療機関

大田市立病院

- ◆ 受付時間 8:30～11:00（診療科によって受付時間が異なります）
- ◆ 休 診 日 土・日・祝日及び年末年始（12／29～1／3）
ただし、急患はこの限りではありません。
- ◆ 病 床 数 229床（急性期病床135床、地域包括ケア病床45床、回復期リハビリテーション病床45床、感染症病床4床）
- ◆ 診療科目 内科、メンタルヘルス科、神経内科、呼吸器内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
- ◆ 連 絡 先 大田市立病院 TEL：0854-82-0330（代表） FAX：0854-84-7749

※ 特殊外来など予約が必要な場合があります。詳しくは、大田市立病院までお問い合わせください。

(3) 暮らし情報

■ 休日応急診療、休日当番薬局

医師会、薬剤師会の協力により、休日診療、当番薬局を実施しています。

- 実 施 日：日曜日、祝日、年末年始（12月31日から1月3日）
- 診療時間：9時～13時（時間外は、市立病院へご連絡ください）
- 開設場所：実施医療機関（当番医・薬局：大田市ホームページで確認できます）

※ 受診の前に必ず、当番医院へ電話連絡をしてください。

(1) 水道

① 水道の使用開始・使用中止（開栓・閉栓）

水道を新たに使用する場合や使用を中止する場合には、事前に届出が必要です。
大田市役所上下水道部管理課の窓口、または電話で受付しています。使用開始日、
使用中止日の3営業日前（土日・祝日、年末年始を除く）までにお知らせください。
なお、開栓・閉栓作業の都合上、時間指定はできません。

② 水道料金

水道料金については、大田市役所上下水道部管理課までお問い合わせください。
※大田市のホームページからもご確認いただけます。

③ 水道工事を行うとき

給水装置の新設、増設、改造、修繕、撤去工事を行う時は、市への申請が必要です。
大田市の指定給水装置工事事業者へお申し込みください。指定給水装置工事事業者が分からない場合は、大田市役所上下水道部水道課へお問い合わせください。
なお、加入金及び手数料は次のとおりです。

◆ 手数料【給水装置を新設、改造する場合】

設計審査手数料 3,000円 工事検査手数料 5,000円

◆ 加入金【給水装置を新設する場合】

口 径	13mm	20mm	25mm
金 額	44,000円	88,000円	165,000円

（消費税を含んだ金額）

お問い合わせ先

◆ 水道料金について 大田市役所 上下水道部 管理課

TEL:0854-83-8112 FAX:0854-82-6813 E-mail:o-suikanri@city.ohda.lg.jp

◆ 水道工事について 大田市役所 上下水道部 水道課

TEL:0854-83-8114 FAX:0854-82-6813 E-mail:o-suidou@city.ohda.lg.jp

(2) 下水道

大田市では、生活排水等による河川や海などの公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境や自然環境の保全を図るため、下水道事業に取り組んでいます。

下水道には、公共下水道や農業集落排水などの集合処理方式と、市設置型浄化槽による個別処理方式があります。

お住まいになられる区域によって、処理方式および整備年度は異なりますので、詳しくは、大田市役所上下水道部下水道課までお問い合わせください。

支援

◆浄化槽の設置費助成及び市による設置

事前申請必要!!

個人設置型浄化槽（設置費助成）

集合処理区域のうち、当分の間、下水道等の整備が見込まれない区域の皆さんが、浄化槽を設置される際は、設置費用の一部を補助します。（下水道等の整備完了後には設置した浄化槽から下水道等へ遅滞なく接続することなどの要件があります。）

市設置型浄化槽（市による設置）

個別処理区域の皆さんは、分担金・使用料を納めて頂くことで、市が浄化槽を設置・維持管理する市設置型浄化槽により生活排水を処理できます。（排水設備工事及び放流管設置に係る工事費は、個人負担となります。）

処理対象人員	個人設置型浄化槽	市設置型浄化槽
	補助金額(平成31年度)	分担金納付額
5人槽	200,000円	250,000円
7人槽	230,000円	250,000円
10人槽	300,000円	250,000円
11～15人槽	—	350,000円

※ 個人設置型浄化槽は建物の用途が一般住宅でかつ10人槽以下としています。

※ 市設置型浄化槽の16人槽以上の分担金額は、お問い合わせください。

◆排水設備改造工事資金融資あっせん及び利子補給について

下水道接続の際、排水設備の改造工事（新築を除く）の工事費を一時に負担する方が困難な方に融資あっせん及び利子補給を行う制度。

【対象工事】

下水道に接続するための工事

- 既存のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事とこれに併せて行う排水設備の設置工事
- 浄化槽（単独・合併浄化槽）を廃止する工事とこれに併せて行う排水設備の設置工事

※ 便槽の撤去費用・便器の器具代・器具の取付代・配管工事等は対象となるが、改築費用等は対象外とならない。

【融資内容】

- ☐ 融資あっせん額 … 対象工事の範囲内で100万円が限度
- ☐ 利 率 … 金融機関の定める利率
- ☐ 償 還 期 間 … 60月(5年以内)繰上償還も可能
- ☐ 償 還 方 法 … 金融機関に定める償還方法

※融資金の完済後、融資あっせん利用者に対し支払利息額の50%を限度に利子補給金を交付します。なお、償還期限までに償還しなかった場合における延滞利息金は利子補給の対象とならない。

【必要書類】

- ・排水設備改造工事融資あっせん申込書
- ・申込者の所得証明及び滞納のない証明

【融資条件】

- ・建築物の所有者又は当該所有者の同意を得た物(排水設備工事の申込者)
- ・公共下水道事業受益者負担金・農業集落排水施設受益者負担金又は生活排水処理施設受益者負担金を滞納していないこと。
- ・市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- ・自己資金のみでは、改造工事費を一時に負担することが困難であること。
- ・融資を受けた資金の償還能力があること。

お問い合わせ先

◆大田市役所 上下水道部 下水道課

TEL:0854-83-8117 FAX:0854-82-6813 E-mail: o-gesui@city.ohda.lg.jp

大田市への転入手続き



大田市へ転入される方は、転入の届出が必要です。手続きは、大田市役所環境生活部市民課、または、各支所市民生活課で行えます。



転入の窓口

◆大田市役所環境生活部市民課

〒694-8502 島根県大田市大田町大田口1111番地 TEL: 0854-83-8067

◆大田市役所温泉津支所市民生活課

〒699-2598 島根県大田市温泉津町小浜イ486番地 TEL: 0855-65-3112

◆大田市役所仁摩支所市民生活課

〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3 TEL: 0854-88-2113



転入届(手続き)

転入届は、大田市に転入した日から14日以内に行ってください。

届出に必要なものは、次のとおりです。

- ① 転出証明書(前住所地の市町村長が発行したもの)
- ② 届出人の印鑑
- ③ 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・保険証・住民基本台帳カード・マイナンバーカードなど)
- ④ 転入される本人以外の方が来庁される場合は本人からの委任状



その他(市役所で行う手続き)

手 続 内 容	担 当 窓 口	転入の際に必要なもの、手続き
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	市民課	カードの継続利用と券面記載事項変更の手続きが必要です。
印鑑登録	市民課	必要な方は、登録してください。 (登録をする印鑑、写真つき官公署発行の身分証明書が必要)
国民健康保険	市民課	社会保険等他の保険に加入していない人は、加入手続きが必要です。
乳幼児医療 子ども医療 後期高齢者医療 福祉医療	市民課	健康保険証をお持ちのうえ、交付手続きをしてください。 後期高齢者医療は「負担区分証明書」、福祉医療は「課税証明書」が必要です。
公的年金	市民課	受給者は、住所変更届が必要な場合があります。
介護保険	介護保険課	新たに加入手続きをしてください。(要介護、要支援認定者は、 受給資格証明書)を提出し、認定の申請が必要)
児童手当 児童扶養手当	子ども家庭相談室	必要な方は、担当課にお尋ねのうえ、手続きをしてください。
特別児童扶養手当 障がい児福祉手当 特別障がい者手当	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
自立支援医療受給者証 (精神通院医療、更生医療、育成医療)	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
障がい福祉サービス受給者証 障がい児通所受給者証	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
犬の登録	環境政策課	変更申請をしてください。(旧市町村の鑑札が必要)
小・中学校に在学している児童・生徒	教育委員会 総務課	転校手続きをしてください。



世界遺産と豊かな自然を抱くまち大田市

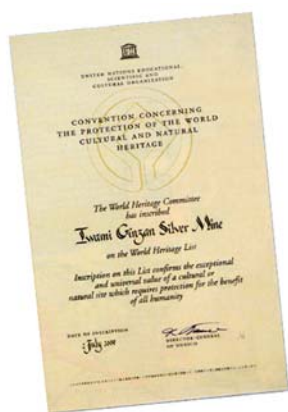
美しいブナ林にさまざまな動植物たちが生息する三瓶山、マリンブルーに染まる日本海の大海原。島根県のちょうど真ん中に位置する大田市は、海と山の両方を満喫できる自然豊かなまちです。

2007年に世界遺産登録された石見銀山遺跡は、国内では14件目、鉱山遺跡としてはアジアで初めての世界遺産です。かつて銀産業で賑わった大森の町並みは、訪れる人々を今もやさしく迎えてくれます。大山隠岐国立公園に指定されている三瓶山では太古の巨木林（国天然記念物）が発見され、10.2メートルの高さが見る者を圧倒します。鳴砂で知られ、国の天然記念物に指定された「琴ヶ浜」、世界最大の1年計砂時計が時を刻む「仁摩サンドミュージアム」も大田市のシンボルです。

そして、豊富な湧出量を誇る「三瓶温泉」、世界遺産登録エリア内の温泉街の「温泉津温泉」も見逃せません。山海の幸に舌鼓を打ちながら、心と体を癒せます。さらに、焼き物ファンにうれしいスポットは、日本最大級の登り窯を持つ「温泉津やきものの里」。伝統に培われた味わい深い手作りの焼き物が静かに語りかけてくるようです。また、社殿創建1500年を越える石見国一宮の「物部神社」も見所の一つです。

春夏秋冬、自然と歴史に彩られた大田市に是非お越しください。

石見銀山遺跡とその文化的景観



世界遺産認定証

石見銀山遺跡は、環境に配慮し、自然と共生した鉱山運営を行っていたことが特に評価され、2007年7月に「石見銀山遺跡とその文化的景観」として、国内では14番目、鉱山遺跡としてはアジアで初めての世界遺産に登録されました。



また、石見銀山で生産された銀は高品質で、東アジア交易においても信用が高く、石見銀山の所在する佐摩村（さまむら）にちなんでソーマ銀と呼ばれ流通しました。16世紀末から17世紀初頭の全盛期には、石見銀山で産出された銀をはじめとする日本銀が、世界の産銀量の約3分の1を占めたといわれています。

世界に知られた石見銀山

石見銀山は、1527年、博多の豪商神屋寿禎に発見されて以来、約400年にわたって採掘された日本を代表する鉱山遺跡です。大航海時代の16世紀、日本の銀鉱山としてヨーロッパ人に重要視された存在で、当時ヨーロッパで作られたアジアや日本の地図には、石見銀山付近を指して「銀山王国」「銀鉱山」と記されたものもあります。



ディセラ/日本図(1595年)
「Hivami」(石見)付近に「Argenti fodinae」(銀鉱山)の記載あり
(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)

大森

おおもり

銀鉱山跡と鉱山町

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された大森は、江戸時代に形づくられた陣屋町。鉱山に隣接して発展した、幕府直轄地の中心となった町で、武家屋敷や商家が混在しているところが特徴です。歴史と文化の香りが漂う町並みには古民家を活かしたショップやカフェもあり、幾度訪れても心が和む人気のエリアとなっています。

間歩（まぶ）と呼ばれる坑道が点在する銀山地区では、一帯が鉱山であったことがうかがえます。戦国時代、仙ノ山を中心に形成された集落は鉱山開発とともに範囲を広げ、最盛期には20万人もの人が暮らしたとも言われています。今では家並みもまばらですが、寺社や谷筋に残る石垣に往時の賑わいを垣間見ることができます。

いわみざんざんせかいさんせんたー

石見銀山世界遺産センター



大田市大森町イ1597-3 TEL0854-89-0183

世界遺産の価値を体感

世界に知られる鉱山遺跡の石見銀山の歴史や鉱山技術などを紹介しています。ヒノキの梁を使ったエントランスには鉱山遺跡全体が見られるジオラマが。そして石見銀山最大級の「大久保間歩」の一部を忠実に再現した展示室もあり、模型や映像などで遺跡を分かりやすく紹介しています。

いわみざんざんしりょうかん

石見銀山資料館



大田市大森町ハ51-1 TEL0854-89-0846

本物が語る資料館

史跡「代官所跡」に位置する資料館。建物は明治35年に建築された瀬摩郡役所を利用しています。江戸幕府の石見銀山支配を語る歴史資料、銀山の経営や技術を語る鉱山資料、銀山の地下資源を語る鉱物標本など、本物の資料が雄弁に語りかけます。

じゅうようぶんかざい くまがいけじゅうたく

重要文化財 熊谷家住宅



大田市大森町ハ63 TEL0854-89-9003

銀山で栄えた商家、熊谷家

熊谷家は、大森で最大規模の商家です。金融業、酒造業などを営みながら町役人や代官所の御用商人を務め、19世紀には有力な商家として栄えました。住宅は1801年に建築され、季節ごとのしつらいのほか、毎月第2日曜に「かまどの日」を行うなど公開方法もユニークです。

りゅうげんじまぶ

龍源寺間歩



大田市大森町二183 TEL0854-89-0347

銀を採掘した坑道を一般公開

江戸時代中期、代官所直営の間歩（銀を採掘した坑道）として操業されてきました。平成元年から、坑道内部を歩きながら見学できるように整備されました。昭和63年の調査で、坑道付近の建物や鉱脈探査で掘られた跡などが発見されています。

石見銀山最大の坑道跡 大久保間歩一般公開ツアー

江戸から明治時代の最大級の坑道・大久保間歩は高さ5.5mに達するところもあります。2017年7月から公開範囲が拡大され、石見銀山の心臓部ともいわれる「福石場」が公開されました。

期間限定のガイドツアー形式で一般公開されています。

【実施期間】3月～11月の金土日祝・お盆期間（8/11～8/13）

【参 加 料】大人3,700円／小中学生2,700円

※予約制 ※小学生未満はご参加できません。

【所要時間】①10:00～②11:00～③12:30～④13:30～
（所要時間：約2時間）

※30分前には集合してください。

ご予約・お問い合わせは … 株式会社石見観光 大久保間歩予約センター TEL.0854-84-0750

温泉津



ゆのつおんせん

温泉津温泉

日本の温泉町で唯一
『重要伝統的建造物群保存地区』
選定されているレトロな町並み

旅の僧が湯に浸かって傷を治している狸を見つけたとか、縁結びの神様大国主命が病気のうさぎをお湯に入れて救ったことから始まったとも云われています。発見されてから約1300年の歴史を持ち、湯治場として評判の由緒ある温泉。現在もその薬効の高さから入浴者がたえることはありません。

温泉が湧く港町

石見銀山の外港として栄えた温泉津は、かつてはたくさんの廻船問屋が軒を並べた港町。銀山支配の現地代官や著名な戦国大名、文人墨客なども逗留しました。全長800mほどの風情あふれる町並みにふたつの泉源があり、今も老舗の温泉宿が建ち並んでいます。

温泉町と隣り合わせる沖泊は、毛利氏が石見銀山を支配した16世紀後半、銀の積み出しと石見銀山への物資補給が行われた港。船を係留した「鼻ぐり岩」や、航海の安全を祈った神社などが残っています。全長12kmほどの温泉津沖泊道で石見銀山と結ばれており、石畳や土橋が残る街道には当時の道標や石仏などもあります。温泉津と沖泊はともに世界遺産に含まれています。

ゆのつやきもののだと

温泉津やきものの里



日本最大級の巨大登り窯
を有する匠の里

榑窯、森山窯、(有)榑窯の3つの窯元とやきもの館がある温泉津やきものの里。展示即売はもちろん宝永年間(1704~1708)から続く温泉津焼の歴史や魅力を知ることができます。山の急な斜面を利用して作られた日本最大級の登り窯10段と15段は、一度は見たい風景です。

大田市温泉津町温泉津イ22-2 TEL0855-65-4139



仁摩

にまさんどみゅーじあむ

仁摩サンドミュージアム



大田市仁摩町天河内975 TEL0854-88-3776

悠久の時を刻む
世界最大の砂時計

漫画『砂時計』の舞台になった、砂と時計の博物館「仁摩サンドミュージアム」は、ガラス張りのピラミッド型の外観が目印です。建物は全6基、館内は8つのゾーンに分かれ、高さ5mの世界最大の1年計砂時計が1tの砂を落とし静かに時を刻んでいる様子が見られます。

古い港と鳴砂の浜

靱ヶ浦は石見銀山開発初期の16世紀前半から中頃にかけ、銀・銀鉱石を積み出した港で、石見銀山から約7kmの靱ヶ浦道でつながっていました。当時は博多から多くの商船が来航し繁栄したとの記録があり、船を係留するために自然の岩盤をくり抜いた「鼻ぐり岩」などが中世港湾を彷彿とさせる世界遺産のコアゾーンです。

靱ヶ浦の東には、国の天然記念物にも指定された琴ヶ浜が優美な弧を描きます。歩くとキュッキュッと音を奏でる鳴砂の浜で、日本の音風景100選にも選ばれました。ガラス張りのピラミッドが目をはひく仁摩サンドミュージアムは珍しい砂の博物館で、ドラマや映画で話題となった漫画「砂時計」の舞台としても人気のスポットです。

ことがはま

琴ヶ浜



全国でも珍しい鳴砂の浜

仁摩町の海岸に約1.6kmに渡って続く砂浜で、国の天然記念物に指定されています。砂は丸みを帯びた石英が多く含まれており、踏んで歩くとキュッキュッと音がします。琴ヶ浜海岸は日本有数の鳴砂海岸として注目されています。

大田市仁摩町馬路

石州左官の技術が残る 『鰻絵(こてえ)』

「鰻絵」とは、左官職人が鰻(こて)を使って、漆喰(しっくい)で立体的な彫刻を施した装飾画のことです。石州左官の技術は、当時全国的に有名で、精巧で力強い作品が町並みのあちこちに残されています。色を混ぜた色漆喰によるカラフルな「鰻絵」もあります。絵柄には、物語、身近な動物や空想上の獣などが取り上げられ、庶民の祈りや願いが込められています。仁摩エリア以外でも見ることができますので、旅の途中で探してみるのも一興です。

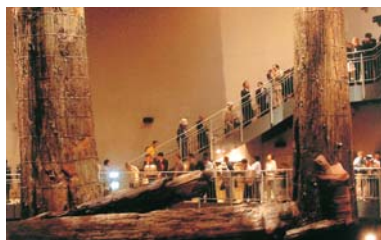




三瓶山

さんべあすきはらまいぼつりんこうえん

三瓶小豆原埋没林公園



大田市三瓶町多根口58-2 TEL0854-86-9500

地底にそびえる神秘の巨木群

地下への階段を降りるとそこは4000年前の森。三瓶山の火山噴火で埋没した森を地下ドームで展示公開しています。そびえる巨木の迫力は圧倒的。太古の森を実際に目の当たりにできる世界でも例を見ない施設で、国の天然記念物に指定されています。



さんべおんせん

三瓶温泉

三瓶温泉は鉄分が多く含まれたナトリウム塩化物泉。湯量が多く源泉掛け流しとなっています。三瓶温泉には小さな公衆浴場の鶴の湯と亀の湯があり、どちらも地元の人に愛用されているほか、温泉通も足しげく通う温泉の一つです。

おおだ

石見と出雲を結ぶ

古くから石見と出雲の文化の中継点として発展してきた町、大田。石見銀山を擁する大田市の中心市街地で、JR大田市駅から南に伸びる昔ながらの商店街は、400年近くの歴史を持つといわれる彼岸市や市民の祭り「天領さん」の会場として賑わいます。また、近頃は地域住民による新しい町づくりにも積極的に取り組まれています。大田市街地の北東部、久手から波根にかけての一带は、日本海の美しい風景が続く町。旧来、釣りや海水浴など海辺の行楽地として親しまれ、波根の旅館や飲食店では新鮮な魚介を用いた郷土の味覚が楽しめます。また、夏には久手の港を舞台に盛大な花火大会が催され、たくさんの人で賑わう風物詩となっています。

物部神社 もののべじんじや



大田市川合町川合1545 TEL0854-82-0664

壮観な佇まいの石見国一宮

御祭神である「宇摩志麻遲命」は、この地を平和で豊かにするため鶴に乗り舞い降りたと言われています。また勝運を運んできた神にちなみ、太陽を背負う「日負鶴（ひおいづる）」の御神紋は日本唯一。境内には「富金石」と呼ばれる砂金を含んだ珍しい石でできた手水石もあります。古来より、文武両道、鎮魂、勝運の神として崇められています。

緑豊かな国立公園

標高1,126mの男三瓶を主峰に、女三瓶、子三瓶、孫三瓶など6つの峰が家族のように寄り添い連なる三瓶山。観光リフトで壮大な山の眺望が容易に体感できる東の原、自然系博物館や森の中のキャンプ場などの施設が充実した北の原、そして三瓶の代表的な景観である広大な草原の西の原など、素晴らしい自然にあふれています。

火山噴火によって埋もれた太古の森が4000年の時を超えて姿を現した三瓶小豆原埋没林は、世界的にも貴重な神秘の森。南麓の志学は豊富な温泉が自然湧出する山あいの里で、茶色いにごり湯を掛け流しで堪能できる宿泊施設も人気です。また、三瓶在来種の蕎麦を自家製粉し、手打ちで饗する蕎麦の名店も点在しています。

さんべしぜんかん さひめる

三瓶自然館 サヒメル



大田市三瓶町多根1128-8 TEL0854-86-0500

自然を思いきり楽しもう！

国立公園三瓶山の自然に囲まれた博物館。化石や動物のはく製などの展示やプラネタリウム、バードウォッチングができる野外観察スペースなど、自然体験を楽しむきっかけが盛りだくさん。本格的な天文台もあり、土曜日の夜は天体観測会を開催しています。



掛戸松島 かけとまつしま



大田市久手町波根西

絶壁と奇岩からなる景勝地

鎌倉時代に、当時潟湖であった波根湖を排水するために、湖と海との境に横たわる丘陵地を、有馬二郎左衛門が7年かかって切り割ったものと言われています。幅は約50m高さは約30mの切り通しです。この切り通しの間から、眼前に日本海の荒波に洗われる奇岩「松島」が見られます。

最新情報は
WebでGet!!



ginzan
walking
museum

大田市の観光情報は

大田市観光

検索

<https://www.ginzan-wm.jp>



三瓶山広域エリアの
情報は

三瓶山ツーリズム

検索

<https://www.sanbesan.jp>



～ふるさと納税制度～ どがなかな大田ふるさと寄附金

大田市は、世界遺産の石見銀山遺跡をシンボルに、産業、歴史、文化、自然など豊富にある地域特性を生かしながら、魅力あるまちづくりに一生懸命に取り組んでいます。

「生まれ育った懐かしい大田市に貢献したい」、「大田市出身ではないけど、応援したい」という、熱い思いを、ふるさと寄附金を通して実現してみませんか。

多くの大田市ファンの皆様からのご寄附をお待ちしています。

◆ ふるさと納税制度とは

ふるさとに直接納税するのではなく、地方公共団体に寄附をした場合に、その一部が所得税・個人住民税から控除される制度です。寄附金のうち、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から一定の限度まで全額控除されます。また、別途申請（ワンストップ特例申請）をすることで確定申告が不要となります。

◆ 寄附金の活用方法

「まちづくり推進基金」として積み立て、「定住促進」「参画と協働によるまちづくり」「石見銀山のまちづくり」「文化・芸術・スポーツの振興」などの取り組みに活用させていただきます。

◆ 寄附の申し込み方法

書面またはインターネットからのお申し込みができます。

インターネットをご利用の場合はクレジットカード決済が可能です。

書面での申出をご希望の方は申出書等をお送りいたしますので、ご連絡ください。

「ふるさとチョイス」大田市ページよりお申し込みいただけますので、ぜひご利用ください。



ふるさとチョイス 大田市 検索

◆ 寄附に対するお礼

大田市へ寄附をされた方に対して、感謝の気持ちとして、「お礼状」と「世界遺産石見銀山招待券」（石見銀山世界遺産センターなどの入場無料券）を進呈します。

さらに10,000円以上の寄附をされた方に、お礼の品としておおだの魅力ある特産品を進呈します。

（お礼の品は「ふるさとチョイス」大田市ページよりご確認ください。）

※地元企業から直接送付するため、寄附者の住所・氏名・電話番号を当該地元企業に提供することになります。その旨をご了解ください。

【お問い合わせ・お申し込み】

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 大田市役所政策企画部まちづくり定住課
TEL：0854-83-8029 FAX：0854-82-5885

大田市は第3回日本「住みたい田舎」ベストランキング総合1位（宝島社認定）

（※平成31年4月1日現在の情報です）

大田市山村留学センター



しまね おおだの

山村留学

Sanbe Kodama Academy

島根県大田市三瓶山麓で過ごす
日帰り～1年間の自然体験プログラム

＼ Web Facebook で情報発信中! ／

大田市山村留学センター

検索

1年間の長期山村留学

生きる力を磨く自然体験と集団生活



対象 小学3年生～中学2年生

内容 専門の指導員による
山・川・海・里での自然体験を
年間70回以上実施

生活 山村留学専用施設や地元農家に
滞在し地域の学校に通います

夏・冬・春休み等の短期山村留学

日帰りから参加できる季節の自然体験



時期 夏・冬・春休みの他、年10回程度
1泊～11泊 全国から参加多数

対象 幼児～中学3年生
保護者同伴が可能な場合もあり

内容 四季折々の山・川・海・里で
キャンプや田舎の食文化体験等



大田市
山村留学センター
Sanbe Kodama Academy

〒694-0002 島根県大田市山口町山口1694

TEL 0854-86-0700 FAX 0854-86-0701

E-mail o-sanryu@city.ohda.lg.jp

Web <https://sanbekodama.tumblr.com>

facebook <https://www.facebook.com/sanbekodama/>



大田市 LINE 公式アカウント はじめました

友達追加方法

「友だち追加」から以下の QR コードを読み取るか
ID を検索してご登録ください



ID : oda-city-hall



友達追加してね ♪

おすすめ観光スポットや人気のお店、物件、仕事情報など
大田市に関する話題をほぼ週一配信

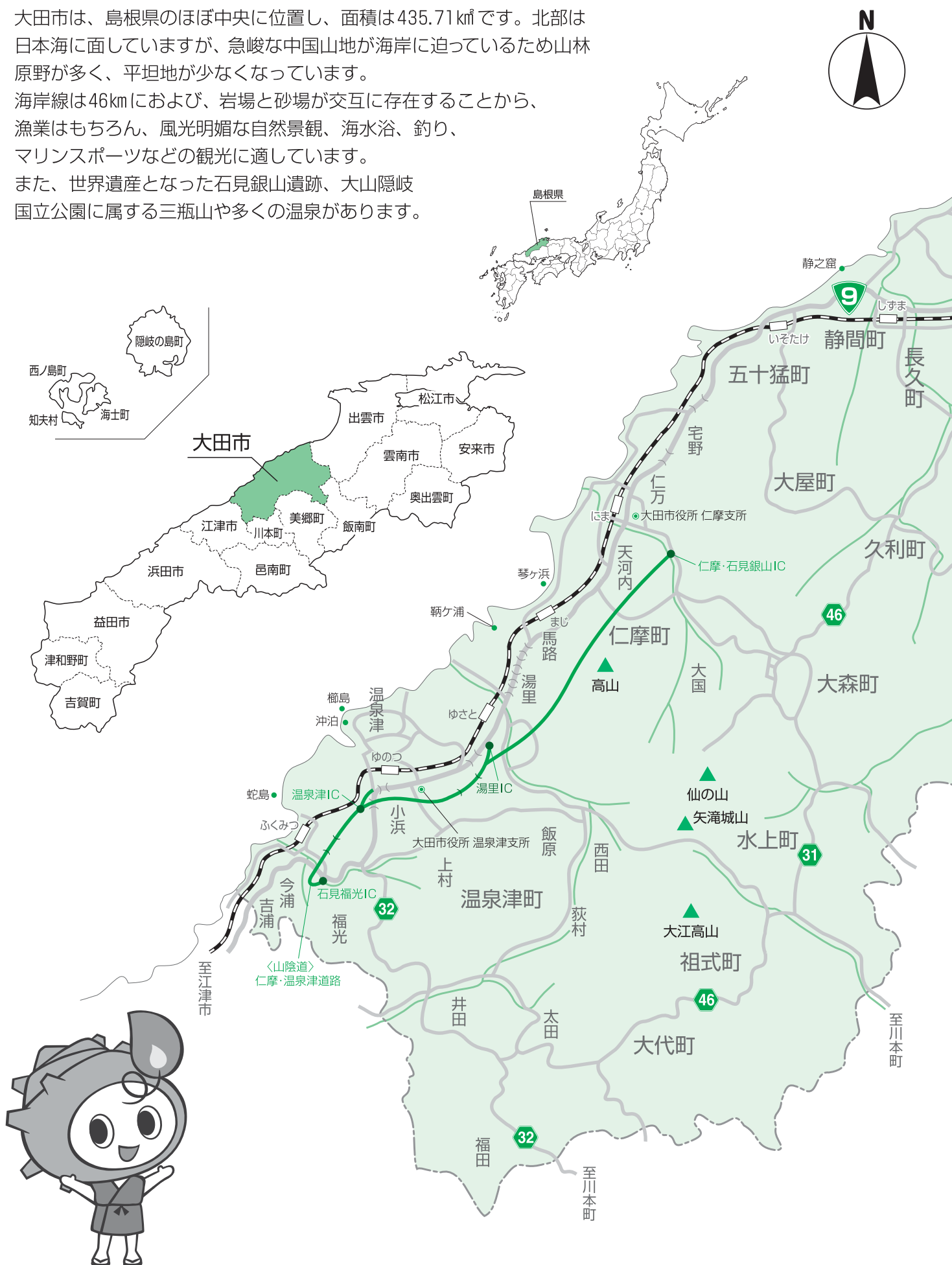


大田市の地勢

大田市は、島根県のほぼ中央に位置し、面積は435.71㎢です。北部は日本海に面していますが、急峻な中国山地が海岸に迫っているため山林原野が多く、平坦地が少なくなっています。

海岸線は46kmにおよび、岩場と砂場が交互に存在することから、漁業はもちろん、風光明媚な自然景観、海水浴、釣り、マリンスポーツなどの観光に適しています。

また、世界遺産となった石見銀山遺跡、大山隠岐国立公園に属する三瓶山や多くの温泉があります。



大田市の概況

- 世帯数／15,579世帯
- 総人口／34,141人
 - 男 性／16,318人
 - 女 性／17,823人
 （R2.4.1 住民基本台帳）
- 面 積／435.71km²
- 主な山／三 瓶 山→1,126m
大江高山→ 808m
- 主な川／静 間 川→ 20.2km
三 瓶 川→ 17.6km
- 位 置／東経 132°30′
北緯 35°11′
（市役所）



大田市の歴史

出雲地域と石見地域の境界に位置しており、双方の文化の中継点として、さらには、鎌倉時代末期に発見されたといわれる石見銀山を中心に発展し、江戸時代には日本経済にも大きな影響を与えた地域として栄えてきました。昭和28年に制定された町村合併促進法の施行を機に、昭和29年に市制を施行して以来、4次にわたる合併を経てきた「大田市」と、昭和29年にそれぞれ町村合併し、町制を施行した「温泉津町」「仁摩町」が平成17年10月1日に合併し、新生「大田市」が誕生しました。

〔大田市へのアクセス〕

東京

飛行機：羽田空港⇒(飛行機)⇒出雲空港(約1時間30分)
出雲空港⇒(自動車)⇒大田市(約1時間10分)
JR：東京駅⇒(新幹線)⇒岡山駅⇒(特急)⇒出雲市駅⇒(山陰本線)⇒大田市駅
(約7時間30分)
高速バス：東京⇒(バス)⇒出雲市駅(約11時間)
出雲市駅⇒(山陰本線)⇒大田市駅(約40分)

大阪

飛行機：伊丹空港⇒(飛行機)⇒出雲空港(約1時間)
出雲空港⇒(自動車)⇒大田市(約1時間10分)
JR：新大阪駅⇒(新幹線)⇒岡山駅⇒(特急)⇒出雲市駅⇒(山陰本線)⇒大田市駅
(約5時間30分)
高速バス：大阪⇒(バス)⇒出雲市駅(約5時間30分)
出雲市駅⇒(山陰本線)⇒大田市駅(約40分)

広島

バス：広島⇒(バス)⇒大田市駅(約3時間)
自動車：広島⇒(高速道路)⇒大朝IC(浜田道)⇒(国道261号)⇒大田市(約2時間30分)

大田市定住サイト

どがどが

<https://www.teiju-ohda.jp/>

どがどがはおおだを想うひとの合言葉
おおだで定住を考える方を応援します



「どがどが」とは、おおだへの定住を考えている人を支援する定住総合サイト。
おおだの魅力、住まいや仕事、支援制度などなど定住をお考えの皆様に役立つ
情報を発信しています。

「どがどが会員」に登録すると、ふるさと情報誌「どがなかな大田市です!!」(年
3回発行)やメールマガジン(月1回)をお届けします。(登録無料)

定住支援ガイドブック「やっぱりおおだ」令和元年7月

発行 おおだ定住促進協議会 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111
TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 URL: <https://www.teiju-ohda.jp/>

編集 大田市役所政策企画部 まちづくり定住課

島根県大田市は、ユネスコの「世界平和と人権尊重」の精神に基づき、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の保全と活用をすすめています。

どがどが

「おおた」じゃないよ「お・お・だ」だよ
おおだの暮らしは

